



# 中小企業向け 施策集

令和4年10月-11月

# CONTENTS

## 目次

### ▲ 中小企業向け施策のご紹介

#### <補助金>

- ① 事業再構築補助金 … P 3
- ② ものづくり補助金 … P 28
- ③ 小規模事業者持続化補助金 … P 42
- ④ IT導入補助金 … P 57

#### <税制>

- ⑤ 中小企業経営強化税制 … P 73
- ⑥ 中小企業投資促進税制 … P 81
- ⑦ 中小企業向け賃上げ促進税制 … P 88

### ▲ その他付録

- (付録1) インボイス制度について … P 107
- (付録2) 中小企業活性化協議会について … P 113
- (付録3) 事業承継・引継ぎ支援センターについて … P 117
- (付録4) よろず支援拠点について … P 119
- (付録5) 近畿経済産業局の広報活動について … P 128
- (付録6) 地域未来投資促進法に基づく税制支援について … P 130
- (付録7) 対内直接投資規制について … P 134
- (付録8) 中小企業のカーボンニュートラル支援策について … P 136
- (付録9) 令和5年度 中小企業・小規模事業者関係の概算要求等のポイント … P 139

# 事業再構築補助金

(中小企業等事業再構築促進事業)

---

令和4年10月 - 11月

近畿経済産業局 中小企業課

# 中小企業等事業再構築促進事業

近畿経済産業局 中小企業課 TEL : 06-6966-6023

## 令和3年度補正予算額 6,123億円

### 事業の内容

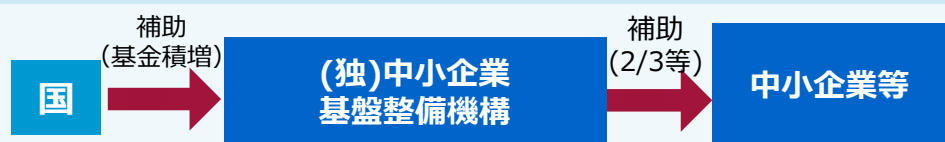
#### 事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、中小企業等が、新分野展開や業態転換などの事業再構築を通じて、コロナ前のビジネスモデルから転換する必要性は、依然として高い状況にあります。
- こうしたことから、令和2年度3次補正予算で措置した中小企業等事業再構築促進事業について、必要に応じて見直しや拡充を行いながら、中小企業等の事業再構築を支援し、日本経済のさらなる構造転換を図ってきたところです。
- 本事業について、引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者への重点的支援を継続しつつ、売上高減少要件の緩和などを行い、使い勝手を向上させます。
- 特に、ガソリン車向け部品から電気自動車等向け部品製造への事業転換のように、グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象に、従来よりも補助上限額を引き上げ売上高減少要件を撤廃した新たな申請類型を創設することで、ポストコロナ社会を見据えた未来社会を切り拓くための取組を重点的に支援していきます。

#### 成果目標

- 事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上の増加等を目指します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

#### 主な補助対象要件

- ① 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前と比較して10%以上減少していること（グリーン成長枠を除く）
- ② 事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること（補助額3,000万円超は金融機関も必須）等

#### 補助金額・補助率

申請類型	補助上限額(※1)	補助率
最低賃金枠 (最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者に対する支援)	500万円、1,000万円、 1,500万円(※2)	中小3/4、 中堅2/3
回復・再生応援枠 (引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援)		
通常枠 (事業再構築に取り組む事業者に対する支援)	2,000万円、4,000万円、 6,000万円、8,000万円 (※2)	中小2/3、 中堅1/2 (※3)
大規模賃金引上げ枠 (多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる事業者に対する支援)	1億円	
グリーン成長枠 (研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援)	中小1億円、中堅1.5億円	中小1/2、 中堅1/3

(※1) 補助下限額は100万円 (※2) 従業員規模により異なる  
(※3) 6,000万円超は1/2(中小のみ)、4,000万円超は1/3(中堅のみ)

#### 補助対象経費

建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費（一部の経費については上限等の制限あり）

# 事業再構築補助金の申請枠（第8回公募について）

申請枠	補助上限額	補助率
通常枠	2,000万円～8,000万円	2/3 (6,000万円超は1/2)
回復・再生応援枠	500万円～1,500万円	3/4
最低賃金枠	500万円～1,500万円	3/4
大規模賃金引上枠	1億円	2/3 (6,000万円超は1/2)
グリーン成長枠	1億円	1/2
緊急対策枠	1,000万円～4,000万円	3/4 (5人以下：500万円超は2/3) (21人以上：1,500万円超は2/3)

(※)上表の補助上限額・補助率は、中小企業に適用される数値です

# 従業員規模に応じた補助上限額の設定

- **通常枠**の補助上限額を従業員の規模に応じて、従業員数20人以下：2,000万円、21～50人：4,000万円、51～100人：6,000万円、101人以上：8,000万円と設定

## 補助上限額・補助率（通常枠）

従業員規模	補助上限額	補助率
20人以下	<u>2,000万円以内</u>	【中小企業】 <u>2/3</u> (6,000万円超は1/2) 【中堅企業】 <u>1/2</u> (4,000万円超は1/3)
21人～50人	<u>4,000万円以内</u>	
51人～100人	<u>6,000万円以内</u>	
101人以上	<u>8,000万円以内</u>	

(※) 従業員規模ごとの補助上限の設定額は、類型（枠）により異なる

# 主要な申請要件（通常枠）

- 各類型（枠）に共通する申請要件は4つ存在する（「グリーン成長枠、緊急対策枠」を除く）

## ① 売上が減少していること（売上高等減少要件）

- 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年1月～2020年3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。
- 売上高に代えて、付加価値額（15%以上減少）を用いることも可能（詳細は公募要領をご参照ください）。

## ② 事業再構築に取り組むこと（事業再構築要件）

- 事業再構築指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を行うこと。

## ③ 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定すること（認定支援機関要件）

- 事業再構築に係る事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること。
- なお、補助金額が3,000万円を超える案件は、金融機関（銀行、信金、ファンド等）も参加して策定すること（金融機関が、認定経営革新等支援機関を兼ねる場合は、金融機関のみで構いません）。

## ④ 付加価値額を増加させること（付加価値額要件）

- 補助事業終了後3～5年の間で、付加価値額の年率平均を3.0%以上増加、あるいは、従業員1人当たり付加価値額の年率平均を3.0%以上増加の達成を見込む、事業計画を策定すること。

# サービス業での活用例（新分野展開）

サービス業

コロナ前

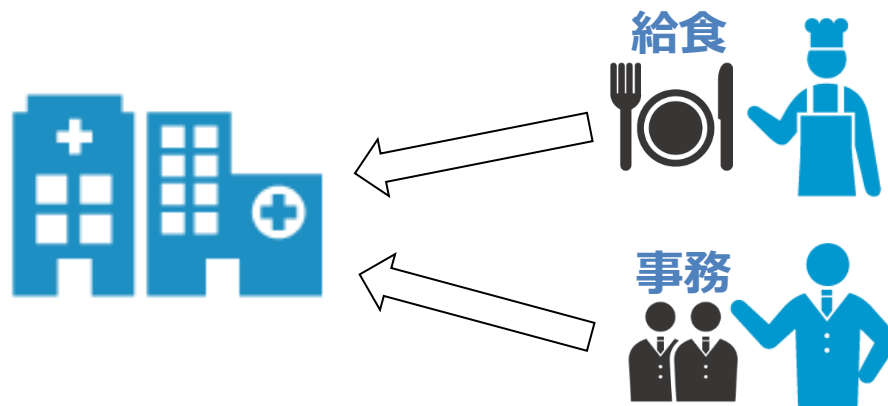
高齢者向けデイサービス事業等の介護サービスを行っていたところ、コロナの影響で利用が減少。



新分野  
展開

コロナ後

デイサービス事業を他社に譲渡。  
別の企業を買収し、病院向けの給食、  
事務等の受託サービス事業を開始。



補助経費の例：建物改修の費用

新サービス提供のための機器導入費や研修費用など



# 飲食業での活用例（業態転換）

飲食業

コロナ前

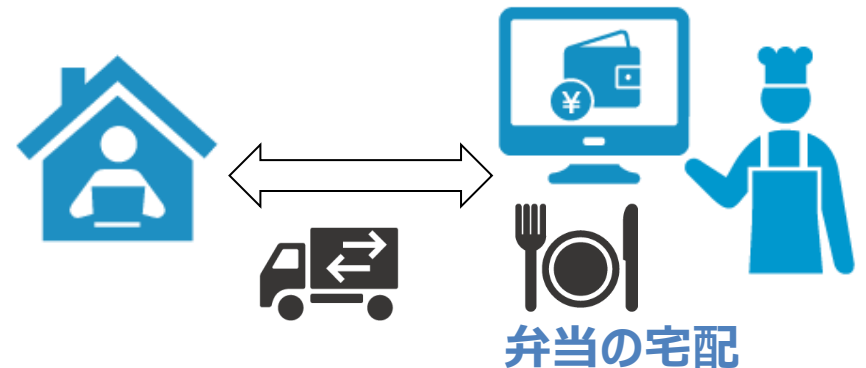
居酒屋を経営していたところ、  
コロナの影響で売上が減少



業態  
転換

コロナ後

店舗での営業を廃止。  
オンライン専用の**弁当の宅配事業**  
を新たに開始。



補助経費の例：店舗縮小に係る**建物改修**の費用  
新規サービスに係る**機器導入費**や**広告宣伝**のための費用など  
※公道を走る車両、汎用品（パソコン、スマートフォン等）の購入費は補助対象外です。

# 小売業での活用例（業態転換）

小売業

コロナ前

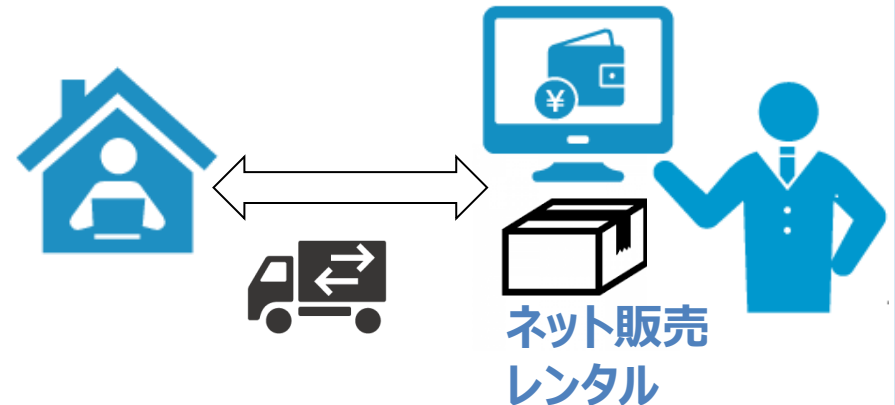
紳士服販売業を営んでいたところ、コロナの影響で売上が減少。



業態  
転換

コロナ後

店舗での営業を縮小し、紳士服のネット販売事業やレンタル事業に、業態を転換。



補助経費の例：店舗縮小に係る**建物改修**の費用  
新規オンラインサービス導入に係る**システム構築**の費用など  
※公道を走る車両、汎用品（パソコン、スマートフォン等）の購入費は補助対象外です。

# 製造業での活用例【業態転換／通常枠】

医療機器業界をターゲットとした部品製造への転換

【株式会社クリーン精光／京都府】

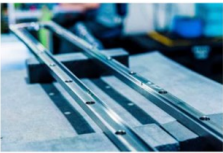
【認定支援機関／株式会社京都銀行】

金属加工業

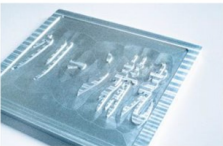
コロナ前

- 当社はマシニングセンタを用いて、**アルミを中心とした金属の部品加工**を行っており、加工精度における平面度・平行度・直角度の高さに強みを持つ。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、産業用ロボット業界業績回復の先行きが懸念。

●長尺加工品（例 液晶関連装置向けガイドレール）  
長さ3,000mmまでの長尺品加工が可能



●中・大型ベース加工品  
X=1,500、Y=700までの加工が可能



●高精度加工品（例 半導体洗浄装置向けフレーム）  
模倣マシニングでの三面同時加工により、高精度加工が可能



●小径加工品  
S=30000回転による小径加工が可能  
Φ0.1～対応



業態転換  
(製造方法等  
を転換)

コロナ後

- デジタル技術を活用して製造方法を一新し生産性を向上させるとともに、**従来の産業用ロボット業界とは一転して医療機器業界をターゲットとした部品製造に着手**する。



事業取り組み後の製品例

医療機器市場をターゲットとするためには高性能CAD／CAMや5軸加工機による複雑形状品の加工が必要。

補助経費の例：デジタル式の製造方法のための**5軸加工機導入**のための費用など

## 【通常枠】

- 新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す中小企業等の新たな挑戦を支援
- **補助上限額 2,000万円 ~ 8,000万円、補助率 1 / 2 ~ 2 / 3**

類型	概要	
通常枠	○申請要件	【申請要件】 ① 売上高等減少要件、② 事業再構築要件、③ 認定支援機関要件 ④ 付加価値額要件（※） ①～④を全て満たすこと
	○補助上限	【従業員数】 20人以下 : 100万円～2,000万円 21人～50人 : 100万円～4,000万円 51人～100人 : 100万円～6,000万円 101人以上 : 100万円～8,000万円
	○補助率	【中小企業】 2 / 3（6,000万円超は1 / 2） 【中堅企業】 1 / 2（4,000万円超は1 / 3）
	○対象経費	<b>建物費</b> 、機械装置・システム構築費（リース料含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費

## 【回復・再生応援枠】

- 新型コロナウイルスの影響を受け、引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む中小企業等の事業再構築を支援
- **補助上限額 500万円 ~ 1,500万円、補助率 2/3 ~ 3/4**

類型	概要	
回復・再生 応援枠	○申請要件	<b>【申請要件】</b> ① 売上高等減少要件、② 事業再構築要件、③ <b>回復・再生要件</b> ④ 認定支援機関要件、⑤ 付加価値額要件 (※) ①～⑤を全て満たすこと
	○補助上限	<b>【従業員数】</b> 5人以下 : 100万円 ~ 500万円 6人～20人 : 100万円 ~ 1,000万円 21人以上 : 100万円 ~ 1,500万円
	○補助率	<b>【中小企業】</b> 3/4 <b>【中堅企業】</b> 2/3
	○対象経費	<b>建物費</b> 、機械装置・システム構築費（リース料含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費

# 申請要件（回復・再生応援枠）

- 回復・再生応援枠には、全部で5つの要件が存在する

① 売上が減少していること（売上高等減少要件）

② 事業再構築に取り組むこと（事業再構築要件）

③ **回復・再生要件**

- 以下の（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たすこと

（ア）2021年10月以降のいずれかの月の売上高が対 2020年又は 2019年同月比で、**30%** 以上減少していること

（※）売上高に代えて、付加価値額（45%以上減少）を用いることも可能です。

詳細については、公募要領 P17 の「（7）【回復・再生要件】について」を参照してください。

（イ）中小企業活性化協議会等から支援を受け再生計画等を策定していること

④ 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定すること（認定支援機関要件）

⑤ 付加価値額を増加させること（付加価値額要件）

## 【最低賃金枠】

- 最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい中小企業等の事業再構築を支援
- **補助上限額 500万円 ~ 1,500万円、補助率 2/3 ~ 3/4**

類型	概要	
最低賃金枠	○申請要件	<p>【申請要件】① 売上高等減少要件、② 事業再構築要件、③ <b>最低賃金要件</b>            ④ 認定支援機関要件、⑤ 付加価値額要件            (※) ①~⑤を全て満たすこと</p>
	○補助上限	<p>【従業員数】 5人以下 : 100万円 ~ 500万円            6人~20人 : 100万円 ~ 1,000万円            21人以上 : 100万円 ~ 1,500万円</p>
	○補助率	<p>【中小企業】 3/4            【中堅企業】 2/3</p>
	○対象経費	<p><b>建物費</b>、機械装置・システム構築費（リース料含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費</p>

# 申請要件（最低賃金枠）

- 最低賃金枠には、全部で5つの要件が存在する（第8回公募より見直し）

① 売上が減少していること（売上高等減少要件）

② 事業再構築に取り組むこと（事業再構築要件）

③ **最低賃金要件**

- 2021年10月から2022年8月までの間で、3か月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いること

④ 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定すること（認定支援機関要件）

⑤ 付加価値額を増加させること（付加価値額要件）



# 事業再構築補助金「最低賃金枠」の要件見直しについて（第8回公募より）

- 令和4年10月に全国平均31円の最低賃金引上げが予定されていることから、最低賃金引上げの影響を強く受ける事業者の再構築を強力に支援するため、最賃売上高等減少要件等を緩和する。

要件等	第7回公募(9/30締切り)まで	第8回公募(10月3日公募開始)	
補助金額・補助率	従業員数	補助金額	補助率
	5人以下	100万円～500万円	中小企業：3/4 中堅企業：2/3
	6～20人	100万円～1,000万円	
	21人以上	100万円～1,500万円	
※「最低賃金枠」は、採択率において優遇。 ※「最低賃金枠」で不採択となった事業者は、通常枠で再審査。		<b>【不変】</b>	
売上高等減少要件	2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1～3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。(付加価値額15%以上減少で代替可。) <b>【不変】</b>		
最賃売上高等減少要件	2020年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少していること(付加価値額45%以上減少で代替可。)	<b>【撤廃】</b>	
最低賃金要件	2020年10月から2021年6月までの間で、3か月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いること	<u>2021年10月から2022年8月までの間で</u> 、3か月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いること <b>【期間修正】</b>	
製品等の新規性要件(※) ※「事業再構築」の定義に該当する事業であることを示すために満たす必要あり。	①過去に製造等した実績がないこと ②製造等に用いる主要な設備を変更すること ③定量的に性能又は効能が異なること	①過去に製造等した実績がないこと ③定量的に性能又は効能が異なること <b>【②は任意要件に】</b>	

# 【大規模賃金枠】

- 多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる中小企業等の事業再構築を支援
- **補助上限額 8,000万円超 ~ 1億円、補助率 1/2 ~ 2/3**

類型	概要	
大規模賃金 引上枠	○申請要件	【申請要件】 ① 売上高等減少要件、② 事業再構築要件、③ 認定支援機関要件 ④付加価値額要件、⑤ 賃金引上要件、⑥ 従業員増員要件 (※) ①~⑥を全て満たすこと
	○補助上限	【従業員数】 101人以上 : 8,000万円超 ~ 1億円
	○補助率	【中小企業】 2/3 (6,000万円超は1/2) 【中堅企業】 1/2 (4,000万円超は1/3)
	○対象経費	<b>建物費</b> 、機械装置・システム構築費 (リース料含む)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費

# 【グリーン成長枠】

- 研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う中小企業等の事業再構築を支援
- **補助上限額 1億円 ~ 1.5億円、補助率 1/3 ~ 1/2**

類型	概要	
グリーン成長枠	○申請要件	【申請要件】 ① 事業再構築要件、② 認定支援機関要件、③ 付加価値額要件 ④ <b>グリーン成長要件</b> 、⑤ <b>別事業要件</b> 、⑥ <b>能力評価要件</b> (※) ①~⑥を全て満たすこと
	○補助上限	【中小企業】 100万円 ~ 1億円 【中堅企業】 100万円 ~ 1.5億円
	○補助率	【中小企業】 1/2 【中堅企業】 1/3
	○対象経費	<b>建物費</b> 、機械装置・システム構築費（リース料含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費

(※) 「グリーン成長枠」の付加価値額要件では、(付加価値額) 年率平均の増加割合を5.0%以上とすること

# 中小企業等事業再構築促進事業

近畿経済産業局 中小企業課 TEL : 06-6966-6023

## 令和4年度予備費予算額 1,000億円

### 事業の内容

### 事業イメージ

#### 事業目的・概要

#### 主な申請枠の補助金額・補助率

- 新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、中小企業等が、新分野展開や業態転換などの事業再構築を通じて、コロナ前のビジネスモデルから転換する必要性は、依然として高い状況にあります。
- こうしたことから、令和2年度3次補正予算で措置した中小企業等事業再構築促進事業について、必要に応じて見直しや拡充を行いながら、中小企業等の事業再構築を支援し、日本経済のさらなる構造転換を図ってきたところです。
- さらに、足下では、予期せぬウクライナ情勢の緊迫化等による原油や物価高騰等に伴い、中小企業等が更なる経済環境の悪化に直面しています。
- こうしたことを踏まえ、今般、新型コロナの影響を受けつつ、加えてウクライナ情勢の緊迫化等による原油価格・物価高騰等により業況が厳しい中小企業等が行う、新型コロナをはじめとする感染症の流行など、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応した、危機に強い事業への事業再構築の取組に対し、特別枠の創設や加点措置により重点的支援を行います。

#### 成果目標

- 事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上の増加等を目指します。

#### 条件 (対象者、対象行為、補助率等)



申請類型	補助上限額(※1)	補助率
回復・再生応援枠 (引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援)	500万円、1,000万円、1,500万円(※2)	中小3/4、中堅2/3
<b>原油価格・物価高騰等緊急対策枠(緊急対策枠)</b> (原油価格物価高騰等の、予期せぬ経済環境の変化の影響を受けている事業者に対する支援)	1,000万円、2,000万円、3,000万円、4,000万円(※2)	中小3/4、中堅2/3(※3)
通常枠 (事業再構築に取り組む事業者に対する支援)	2,000万円、4,000万円、6,000万円、8,000万円(※2)	中小2/3、中堅1/2(※4)
グリーン成長枠 (研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援)	中小1億円、中堅1.5億円	中小1/2、中堅1/3

- (※1) 補助下限額は100万円 (※2) 従業員規模により異なる  
(※3) 従業員規模に応じ、500、1,000、1,500万円超は2/3(中小)、1/2(中堅)  
(※4) 6,000万円超は1/2(中小のみ)、4,000万円超は1/3(中堅のみ)

#### 緊急対策枠の主な補助対象要件

- ① 足許で原油価格・物価高騰等により、2022年1月以降の売上高(又は付加価値額)が、2019～2021年同月と比較して10%(付加価値額の場合15%)以上減少していること(※)
- ② 事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること等

(※) 該当する場合は、他の申請枠での申請の場合でも加点

## 【緊急対策枠】

- 原油価格・物価高騰等の、予期せぬ経済環境の変化の影響を受けている中小企業等の事業再構築を支援
- **補助上限額 1,000万円 ~ 4,000万円、補助率 1/2 ~ 3/4**

類型	概要	
緊急 対策枠	○申請要件	<b>【申請要件】</b> ① 事業再構築要件、② <b>緊急対策要件</b> ③ 認定支援機関要件、④ 付加価値額要件 (※) ①~④を全て満たすこと
	○補助上限	<b>【従業員数】</b> 5人以下 : 100万円 ~ 1,000万円 6人~20人 : 100万円 ~ 2,000万円 21人~50人 : 100万円 ~ 3,000万円 51人以上 : 100万円 ~ 4,000万円
	○補助率	<b>【中小企業】</b> 3/4 (【※】に該当する部分は補助率 2/3) <b>【中堅企業】</b> 2/3 (【※】に該当する部分は補助率 1/2)  <b>【※】</b> 従業員5人以下 : 補助額500万円を超える部分 従業員6人~20人 : 補助額1,000万円を超える部分 従業員21人以上 : 補助額1,500万円を超える部分
	○対象経費	<b>建物費</b> 、機械装置・システム構築費(リース料含む)、技術導入費、 専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権 等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費

# 申請要件（緊急対策枠）

- 緊急対策枠には、全部で4つの要件が存在する

~~① 売上が減少していること（売上高等減少要件）~~

① 事業再構築に取り組むこと（事業再構築要件）

② 原油価格・物価高騰等の影響を受けていること（緊急対策要件）

- 足許で原油価格・物価高騰等の経済環境の変化の影響を受けたことにより、2022年1月以降の連続する6か月間のうち、任意の3ヶ月間の合計売上高（又は付加価値額）が、2019～2021年の同3か月の合計売上高と比較して10%（付加価値額の場合15%）以上減少していること。また、コロナによって影響を受けていること（※）
- （※）電子申請時に、コロナによって受けている影響を申告することが必要。
- 足許で原油価格・物価高騰等の経済環境の変化の影響を受けていることの宣誓書において、影響の内容について説明いただく必要があります。

③ 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定すること（認定支援機関要件）

④ 付加価値額を増加させること（付加価値額要件）

# 製造業での活用例（新分野展開）

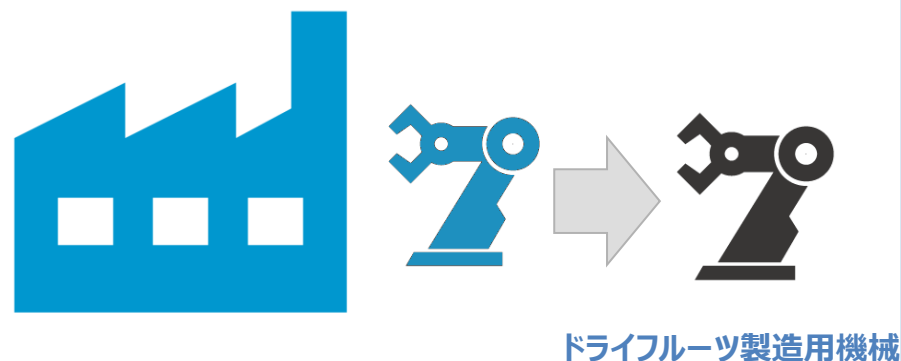
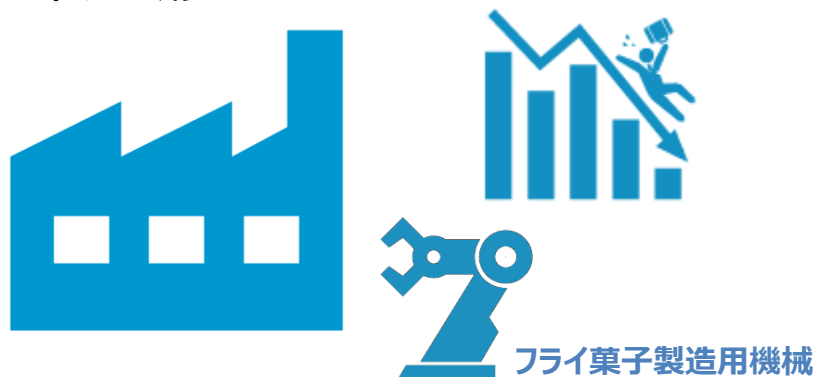
## 食品 製造業

※緊急対策枠での申請を想定

フライ菓子などの製造販売業者。コロナの影響に加え、原材料となる小麦粉、油などの価格が高騰する一方、商品単価の値下げが激しく、売上・利益率が減少。

新分野  
展開

現存の加工技術を活かし、新たにドライフルーツ製品を製造する機器を導入。原油価格・物価高騰の影響を受ける体制から脱却し、新たな市場の開拓を図る。



補助経費の例：新規製品製造のための機械導入にかかる費用など

# 審査項目の見直しについて（第7回公募より）

- 緊急対策枠に限らず、第7回公募から審査項目（再構築点）の見直しを実施。

## 審査項目（再構築点）についての見直し

再構築点	第6回公募	第7回公募
①	事業再構築指針に沿った取組みであるか。また、全く異なる業種への転換など、リスクの高い、思い切った大胆な事業の再構築を行うものであるか。【不変】	
②	既存事業における売上の減少が著しいなど、新型コロナウイルスの影響で深刻な被害が生じており、事業再構築を行う必要性や緊要性が高いか。	既存事業における売上の減少が著しいなど、新型コロナウイルスや足許の原油価格・物価高騰等の経済環境の変化の影響で深刻な被害が生じており、事業再構築を行う必要性や緊要性が高いか。【変更】
③	市場ニーズや自社の強みを踏まえ、「選択と集中」を戦略的に組み合わせ、リソースの最適化を図る取組であるか。【不変】	
④	先端的なデジタル技術の活用、新しいビジネスモデルの構築等を通じて、地域のイノベーションに貢献し得る事業か。【不変】	
⑤	—	本補助金を活用して新たに取り組む事業の内容が、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応した、感染症等の危機に強い事業になっているか。【新規】

※その他の審査項目（事業化点、政策点、加点項目、減点項目等）については第6回公募から不変。



# 事前着手承認制度について

- 補助事業の着手（購入契約の締結等）は、原則として交付決定後です。
- 公募開始後、事前着手申請を提出し、承認された場合は、2021年12月20日以降の設備の購入契約等が補助対象となり得ます。ただし、設備の購入等では入札・相見積が必要です。
- 交付決定前に事前着手が承認された場合であっても、補助金の採択を約束するものではありません。また、採択された場合でも、補助対象経費については、交付申請時に認められたものに限りますので、公募要領をよくご確認ください。

## 建物の新築にかかる留意点（第6回以降の条件）

- 事業再構築補助金を活用して、建物を新築する場合は、建物を新築することが補助事業の実施に真に必要不可欠であり、既存の建物を改築する等の代替手段がないことを“新築の必要性に関する説明書”にてご説明いただき、審査の段階でそれが認められる必要があります。

# スケジュールと準備

- 第8回公募について、公募開始は10月3日、申請受付開始は調整中、応募締切は1月13日です。
- 申請は全て電子申請となりますので、「GビズIDプライムアカウント」が必要です。

## 申請に向けた準備

### ● 電子申請の準備

申請はJGrants（電子申請システム）で受け付けます。GビズIDプライムアカウントの発行に時間を要する場合がありますので、**早めのID取得をお勧めします**。GビズIDプライムアカウントは、以下のホームページで必要事項を記載し、必要書類を郵送して作成することができます。 <https://gbiz-id.go.jp/top/>

なお、本事業では、「暫定GビズIDプライムアカウント」での申請も可能ですが、「暫定GビズIDプライムアカウント」はデジタル庁の運用変更により、7月1日以降新たに取得することはできません。**採択公表後の交付申請の受付移行の手続きでは、「GビズIDプライムアカウント」が必須**となります。

（詳細は、公募要領をご覧ください。）



### ● 事業計画の策定準備

一般に、**事業計画の策定には時間がかかります**。早めに、現在の企業の強み弱み分析、新しい事業の市場分析、優位性の確保に向けた課題設定及び解決方法、実施体制、資金計画などを検討することをお勧めします。

### ● 認定経営革新等支援機関との相談

認定経営革新等支援機関に相談してください。認定経営革新等支援機関は、中小企業庁ホームページで確認できます。

# ●お問合せ先

応募に関する不明点は、事業再構築補助金事務局コールセンター又はサポートセンターまでお問合せください。問い合わせが集中した場合、回答に時間を要する可能性がありますので、ご了承ください。

## お問い合わせ

▲よくあるご質問をご確認いただいたうえで、  
右記コールセンターもしくはサポートセンターへ  
お問い合わせください

お電話でのお問い合わせはこちら  
制度全般に関するコールセンター  
<ナビダイヤル> **0570-012-088**  
< IP電話用 > **03-4216-4080**  
受付時間 9：00～18：00（日・祝日は除く）

電子申請の操作方法に関するサポートセンター  
**050-8881-6942**  
受付時間 9：00～18：00（土・日・祝日は除く）

## ▲よくあるご質問

申請時にお問い合わせいただく質問事項をまとめております。

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/faq.php>



# ものづくり補助金

(ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業)

令和4年10月 - 11月

近畿経済産業局 産業技術課

# ものづくり・商業・サービス補助金（ものづくり補助金）

- **新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等**を支援
- 業況の厳しい事業者や、デジタル・グリーン分野で生産性向上に取り組む事業者の**補助率や補助上限額を引き上げ**積極的に支援。

予算	類型	概要	補助率	補助上限額
R1補正 R3補正	一般型(通常枠)	新製品・新サービス開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資及び試作開発を支援	中小1/2 小規模2/3	750万円～ 1,250万円 (従業員規模により異なる)
	一般型(回復型賃上げ・雇用拡大枠)	業況が厳しいながら賃上げ・雇用拡大に取り組む事業者が行う、革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援	2/3	
	一般型(デジタル枠)	DXに資する革新的な製品・サービス開発又はデジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援		
	一般型(グリーン枠)	温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービス開発又は炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援		1,000万円～ 2,000万円 (従業員規模により異なる)
	グローバル展開型	海外事業(海外拠点での活動を含む)の拡大・強化等を目的とした設備投資等。①海外直接投資型、②海外市場開拓型、③インバウンド市場開拓型、④海外事業者との共同事業型	中小1/2 小規模2/3	3,000万円
	ビジネスモデル構築型	中小企業が①革新性、②拡張性、③持続性、を有するビジネスモデルを構築できるよう、30者以上の中小企業を支援するプログラムの開発・提供を補助	大企業1/2 上記以外2/3	1億円
R4当初 (ものづくり等高度連携・事業再構築促進補助金)		複数の中小企業等が連携し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性向上を図るプロジェクト、新分野・業態転換、革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の改善に取り組むプロジェクトを最大2年間支援。	中小1/2 小規模2/3	1連携体につき、原則1億円

対象者	中小企業者(組合を含む)、特定非営利活動法人、中小企業等経営強化法に規定する特定事業者の一部 ※みなし大企業、任意団体、財団法人、社団法人等は対象外	
補助対象経費	①機械装置・システム構築費、②運搬費、③技術導入費 ④知財権関連経費、⑤外注費、⑥専門家経費、⑦クラウドサービス利用費、⑧原材料費（以上に加えて、グローバル展開型では、海外旅費も対象）	
基本要件	以下の条件を満たす3～5年の事業計画の策定・実行 <b>①付加価値額 +3%以上/年 ②給与支給総額 +1.5%以上/年 ③事業場内最低賃金≧地域別最低賃金 +30円</b>	
申請時期	<b>12月22日(13次締切) (一般型・グローバル展開型)</b>	申請方法: 電子申請(J-Grants)のみ
参考情報	問合せ   ものづくり補助金事務局サポートセンター(050-8880-4053)	

# 中小企業生産性革命推進事業

## 令和3年度補正予算額 2,001億円

- (1) 近畿経済産業局 産業技術課 TEL : 06-6966-6017
- (2) 近畿経済産業局 中小企業課 TEL : 06-6966-6023
- (3) 近畿経済産業局 サービス産業室 TEL : 06-6966-6053
- (4) 近畿経済産業局 中小企業課 TEL : 06-6966-6023

### 事業の内容

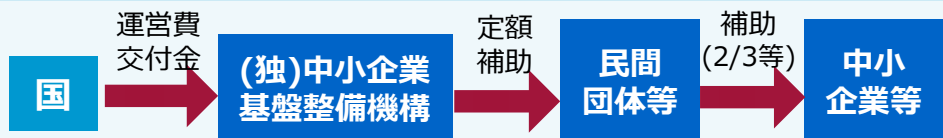
#### 事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、将来の成長を下支えします。
- そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、販路開拓を支援する中小企業生産性革命推進事業について、現行の通常枠の一部見直しを行うとともに、新たな特別枠を創設し、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援します。
- 加えて、事業承継・引継ぎ補助金を新たに追加し、中小企業の実産性向上や円滑な事業承継・引継ぎを一層強力に推進します。

#### 成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
  - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
  - ・補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上
  - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後1年で、販路開拓につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。
- 事業承継・引継ぎ支援事業により、令和4年度末までに約1,500者の中小企業者等の円滑な事業承継・事業引継ぎを支援します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

#### 【各補助事業の内容】

##### (1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

中小企業等のグリーン、デジタルに資する革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援するとともに、赤字など業況が厳しい中で生産性向上や賃上げ等に取り組む事業者を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	750万円、1,000万円、1,250万円（※従業員規模により異なる）	原則1/2（※小規模事業者・再生事業者は2/3）
回復型賃上げ・雇用拡大枠		2/3
デジタル枠		
グリーン枠	1,000万円、1,500万円、2,000万円（※同上）	

##### (2) 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等に加え、賃上げや事業規模の拡大（成長・分配強化枠）や創業や後継ぎ候補者の新たな取組（新陳代謝枠）、インボイス発行事業者への転換（インボイス枠）といった環境変化に関する取組を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3（※成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4）
成長・分配強化枠	200万円	
新陳代謝枠	200万円	
インボイス枠	100万円	

##### (3) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

ITツール※補助額：～50万円（補助率：3/4）、50～350万円（補助率：2/3）

※会計ソフト、受発注システム、決済ソフト等

PC、タブレット等補助上限：10万円（補助率：1/2）、

レジ補助上限額：20万円（補助率：1/2）

インボイス制度への対応も見据え、クラウド利用料を2年分まとめて補助するなど、企業間取引のデジタル化を強力に推進します。

##### (4) 事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）

補助上限：150万円～600万円、補助率：1/2～2/3

事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援します。また、事業承継・引継ぎに関連する廃業費用等についても支援します。

# ものづくり補助金の申請枠（第13次メ切り）

申請枠		補助上限額（※1）	補助率
一般型	通常枠	750万円～1,250万円	1/2 (小規模 2/3)
	回復型賃上げ・雇用拡大枠	750万円～1,250万円	2/3
	デジタル枠	750万円～1,250万円	2/3
	グリーン枠	1,000万円～2,000万円	2/3
グローバル展開型	—	3,000万円	1/2 (小規模 2/3)

（※1）・・・【一般型】に関しては、従業員数規模に応じて、補助上限額が異なる

# 従業員規模に応じた補助上限額の設定

- 従来一律1,000万円としていた**通常枠の補助上限額**を**従業員の規模に応じて、従業員数5人以下：750万円、6～20人：1,000万円、21人以上：1,250万円**に見直し。

## 補助上限額・補助率（通常枠）

従業員規模	補助上限金額（※2）		補助率
	第9回締切まで	第10回締切以降	
5人以下	1,000万円以内	<b><u>750万円以内</u></b>	【中小企業】 ・1/2以内 【小規模事業者、 <b>再生事業者</b> 】 ・2/3以内
6人～20人		<b><u>1,000万円以内</u></b>	
21人以上		<b><u>1,250万円以内</u></b>	

（※2）・・・【グリーン枠】では、設定される補助上限金額が異なります。

【グローバル展開型】では、従業員数ごとの上限設定はありません。



# 「通常枠」の申請要件（基本要件）

- 以下の要件を**全て満たす**3～5年の事業計画を策定していること

①

事業者全体の付加価値額  
を年率平均**3%**以上増加

②

給与総支給額を  
年率平均**1.5%**以上増加

③

事業場内最低賃金を  
地域別最低賃金**+30円**以上の  
水準にする

# 「回復型賃上げ・雇用拡大枠」の申請要件

- 上記の【基本要件】に加えて、以下の要件を**全て満たす**こと

①

前年度の事業年度の  
課税所得が**ゼロ**であること

②

常時使用する従業員  
がいること

③

補助事業を完了した事業年度の  
翌年度の3月末時点において、  
給与支給総額、事業場内最低賃金の  
増加目標を達成すること

## 【通常枠】

- 革新的な製品・サービス開発、又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な、設備・システム投資等を支援
- 補助上限額 750万円 ~ 1,250万円、補助率1/2 ~ 2/3

類型		概要	
一般型	通常枠	○申請要件	【基本要件】 ① 事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加する ② 給与総支給額を年率平均1.5%以上増加する ③ 事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準にする (※) ①~③を全て満たすこと
		○補助上限	【従業員数】 5人以下 : 100万円 ~ 750万円 6人~20人 : 100万円 ~ 1,000万円 21人以上 : 100万円 ~ 1,250万円
		○補助率	【中小企業】 1/2 【小規模企業者・小規模事業者、再生事業者】 2/3
		○設備投資	単価50万円(税抜き)以上の設備投資が必要
		○対象経費	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費

## 【回復型賃上げ・雇用拡大枠】

- 業況が厳しいながら賃上げ・雇用拡大に取り組む事業者が行う、革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援
- **補助上限額 750万円 ~ 1,250万円、補助率 2/3**

類型		概要	
一般型	回復型賃上げ・雇用拡大枠	○申請要件	【基本要件】に加え、以下（１）～（３）を全て満たすこと （１）前年度の事業年度の課税所得がゼロであること （２）常時使用する従業員がいること （３）補助事業が完了した事業年度の翌年度３月末時点で、給与総支給額、事業場内最低賃金の増加目標を達成すること
		○補助上限	【従業員数】 ５人以下　： １００万円～ ７５０万円 ６人～ ２０人： １００万円～ １,０００万円 ２１人以上　： １００万円～ １,２５０万円
		○補助率	2/3
		○設備投資	単価 50 万円（税抜き）以上の設備投資が必要
		○対象経費	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費

# 【デジタル枠】

- DX（デジタルトランスフォーメーション）に資する革新的な製品・サービス開発又はデジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援
- **補助上限額 750万円 ~ 1,250万円、補助率 2/3**

類型		概要	
一般型	デジタル枠	○申請要件	<p>【基本要件】に加え、以下（１）～（３）を全て満たすこと</p> <p>（１）以下の①又は②に該当する事業であること</p> <p>① DXに資する革新的な製品・サービスの開発</p> <p>② デジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善</p> <p>（２）経済産業省が公開するDX推進指標を活用して、DX推進に向けた現状や課題に対する認識を共有する等の自己診断を実施するとともに、自己診断結果を応募締切日までに独立行政法人情報処理推進機構に対して提出していること</p> <p>（３）独立行政法人情報処理推進機構が実施する「SECURITYACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」いずれかの宣誓を行っていること</p>
		○補助上限	<p>【従業員数】 ５人以下      ： １００万円～ ７５０万円</p> <p>                  ６人～ ２０人    ： １００万円～ １,０００万円</p> <p>                  ２１人以上     ： １００万円～ １,２５０万円</p>
		○補助率	2/3
		○設備投資	単価 50 万円（税抜き）以上の設備投資が必要
		○対象経費	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費

# 【グリーン枠】

- 温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービス開発又は炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援
- **補助上限額 1,000万円 ~ 2,000万円、補助率 2/3**

類型		概要	
一般型	グリーン枠	○申請要件	<p>【基本要件】に加え、以下（１）～（３）を全て満たすこと</p> <p>（１）以下の①又は②に該当する事業であること</p> <p>① 温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービスの開発</p> <p>② 炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供の方法の改善</p> <p>（２） 3～5年の事業計画期間内に、事業場単位または会社全体での炭素生産性を年率平均1%以上増加する事業であること</p> <p>（３） これまで自社で実施してきた温室効果ガス排出削減の取組の有無（ある場合はその具体的な取組内容）を示すこと</p>
		○補助上限	<p>【従業員数】 5人以下     : 100万円～1,000万円</p> <p>6人～20人   : 100万円～1,500万円</p> <p>21人以上    : 100万円～2,000万円</p>
		○補助率	2/3
		○設備投資	単価50万円（税抜き）以上の設備投資が必要
		○対象経費	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費

## 【グローバル展開型】

- 海外事業の拡大・強化等を目的とした「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等を支援（①海外直接投資、②海外市場開拓、③インバウンド市場開拓、④海外事業者との共同事業のいずれかに合致するもの）
- **補助上限額 1,000万円 ~ 3,000万円、補助率1/2 ~ 2/3**

類型		概要	
グローバル展開型	○申請要件	以下①～④のいずれか1つの類型を満たし、かつ各類型で定められている条件を、全て満たす投資であること（詳細は公募要領を参照のこと） 類型①：海外直接投資 類型②：海外市場開拓 類型③：インバウンド市場開拓 類型④：海外事業者との共同事業	
	○補助上限	1,000万円～3,000万円	
	○補助率	【中小企業】1/2 【小規模企業者・小規模事業者】2/3	
	○設備投資	単価50万円（税抜き）以上の設備投資が必要	
	○対象経費	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費、 <b>海外旅費</b>	

## (参考) ものづくり補助金を活用した取組事例

### 最新鋭うどん製麺機導入による生産性向上・品質高度化と通販・テイクアウト商品開発による販路開拓

・現在の製麺機には、生産能力とアナログ的な条件条件設定という課題があり、これを30年あまりの経験と技術を持つ職人が補っており、お土産や通販というお客様のご要望に応えることができない。

・本事業では、**最新鋭の製麺機の導入**により、生産能力を現在の2.5倍に増加するだけでなく、細かな製麺条件をデジタルで設定することで職人の経験と技術を数値化し、麺の品質の安定化に成功。

・さらに、加工した食材を熱いままで真空包装できる**真空包装機も導入**し、菌の繁殖温度帯を避けてパックし冷却することで、黄金出汁と自家製麺をセットでお土産や通販に提供することが可能となった。

### 居酒屋メニューを「手軽に・安全・美味しく」提供するための冷凍食品開発

・地元の生産者や道の駅から新鮮な食材を仕入れ、地産地消メニューにこだわっている。店に来るお客様だけでなく、この地域の美味しい食材を使った居酒屋の商品を、そのまま家庭で食べていただきたいという思いがあった。

・本事業では、**フリーザーシステムを導入**し、試作を繰り返しながら検証を行った結果、商品の風味、食感、味を損なうことなく、また安全な冷凍食品を提供出来るようになった。

・これからは、自社の商品だけでなく、これからは地元生産者の食材を、彼らの要望に応えた商品に加工し、インターネットを使って全国に届けていきたいと考えている。

# 公募スケジュール（一般型・グローバル展開型）

## 1. 公募開始日

第12回：~~2022年8月18日~~ **終了**

第13回：2022年10月24日

## 2. 申請受付開始

第12回：~~2022年9月1日~~ **終了**

第13回：2022年11月7日

## 3. 申請受付締切

第12回：~~2022年10月24日~~ **終了**

第13回：2022年12月22日

※) 第13回以降の公募予定は未定

## 4. 関連サイト

ものづくり補助金HP



[https://portal.monodukur  
i-hojo.jp/index.html](https://portal.monodukur<br/>i-hojo.jp/index.html)

生産性革命推進事業HP



[https://seisansei.smrj.go.j  
p/](https://seisansei.smrj.go.j<br/>p/)

中小企業対策関連予算



[https://www.chusho.meti.go.j  
p/koukai/yosan/index.html](https://www.chusho.meti.go.j<br/>p/koukai/yosan/index.html)

JGrants HP



[https://www.jgrants-  
portal.go.jp/](https://www.jgrants-<br/>portal.go.jp/)

gBizID HP



<https://gbiz-id.go.jp/top/>



# ●お問合せ先

## お問い合わせ先

応募に関する不明点は、ものづくり補助金事務局サポートセンターまでお問い合わせください。

ものづくり補助金事務局サポートセンター

[monohojo@pasona.co.jp](mailto:monohojo@pasona.co.jp)

電話受付時間 10:00～17:00(土日祝日を除く)：050-8880-4053

上記サポートセンターの職員が不適切な対応を行った場合や、申請支援者とのトラブルについて通報いただく場合は、以下の窓口までご連絡ください。(一般的な応募に関するお問い合わせは、上記サポートセンターをご活用ください。)

トラブル通報窓口

[hokoku-mh@mail.chuokai.or.jp](mailto:hokoku-mh@mail.chuokai.or.jp)

電話受付時間 10:00～12:00／13:00～17:00(土日祝日を除く)：03-6262-7921

# ●申請先

- ・申請方法は、電子申請のみです。
- ・電子申請には、GビズIDプライムアカウントが必要ですので、早めのご登録を御願いたします。

# 小規模事業者持続化補助金

(小規模事業者持続的発展支援事業)

令和4年10月 - 11月

近畿経済産業局 中小企業課

# 中小企業生産性革命推進事業

## 令和3年度補正予算額 2,001億円

- (1) 近畿経済産業局 産業技術課 TEL : 06-6966-6017
- (2) 近畿経済産業局 中小企業課 TEL : 06-6966-6023
- (3) 近畿経済産業局 サービス産業室 TEL : 06-6966-6053
- (4) 近畿経済産業局 中小企業課 TEL : 06-6966-6023

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、将来の成長を下支えします。
- そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、販路開拓を支援する中小企業生産性革命推進事業について、現行の通常枠の一部見直しを行うとともに、新たな特別枠を創設し、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援します。
- 加えて、事業承継・引継ぎ補助金を新たに追加し、中小企業の実産性向上や円滑な事業承継・引継ぎを一層強力に推進します。

#### 成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
  - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
  - ・補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上
  - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後1年で、販路開拓につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。
- 事業承継・引継ぎ支援事業により、令和4年度末までに約1,500者の中小企業者等の円滑な事業承継・事業引継ぎを支援します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

#### 【各補助事業の内容】

##### (1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

中小企業等のグリーン、デジタルに資する革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援するとともに、赤字など業況が厳しい中で生産性向上や賃上げ等に取り組む事業者を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	750万円、1,000万円、1,250万円（※従業員規模により異なる）	原則1/2（※小規模事業者・再生事業者は2/3）
回復型賃上げ・雇用拡大枠		2/3
デジタル枠		
グリーン枠	1,000万円、1,500万円、2,000万円（※同上）	

##### (2) 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等に加え、賃上げや事業規模の拡大（成長・分配強化枠）や創業や後継ぎ候補者の新たな取組（新陳代謝枠）、インボイス発行事業者への転換（インボイス枠）といった環境変化に関する取組を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3（※成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4）
成長・分配強化枠	200万円	
新陳代謝枠	200万円	
インボイス枠	100万円	

##### (3) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

ITツール※補助額：～50万円（補助率：3/4）、50～350万円（補助率：2/3）  
※会計ソフト、受発注システム、決済ソフト等  
 PC、タブレット等補助上限：10万円（補助率：1/2）、  
 レジ補助上限額：20万円（補助率：1/2）  
 インボイス制度への対応も見据え、クラウド利用料を2年分まとめて補助するなど、企業間取引のデジタル化を強力に推進します。

##### (4) 事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）

補助上限：150万円～600万円、補助率：1/2～2/3  
 事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援します。また、事業承継・引継ぎに関連する廃業費用等についても支援します。

# 持続化補助金〈通常枠〉の概要

- 事業者自らが作成した持続的な経営に向けた計画に基づき、販路開拓等の取組や、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化の取組を支援するため、その経費の一部を補助する
- 商工会・商工会議所による助言等の支援を受けながら事業に取り組むこと

## 1. 補助対象者（小規模事業者の定義）

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	

※) 常時使用する従業員に、会社役員、個人事業主本人、パート、アルバイトは含まれません。

## 2. 補助率

2 / 3

## 3. 補助上限額

50万円

## 4. 補助対象経費

販促用チラシ、パンフレット作成、広告掲載、店舗改装、販売拡大のための機械装置の導入、新商品開発、商談会への参加 など

# 持続化補助金活用のための3つの条件（主要要件）

- 小規模事業者持続化補助金を活用するためには、次の3つの条件をクリアする必要があります。（※）あくまで代表的なものを取り上げていますので、その他の要件は公募要領をご確認ください。

## 1. 補助金を申請する時点で、すでに創業していること

【法人】：法人設立登記をしていること

【個人】：税務署に「開業届」を提出していること

## 2. 小規模事業者であること

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	

※）常時使用する従業員に、会社役員、個人事業主本人、パート、アルバイトは含まれません。

## 3. 商工会・商工会議所の支援を受けること

補助金を申請するには、商工会や商工会議所の相談員に事前相談し、所定の書式（様式4）を発行してもらう必要があります。

# 補助対象経費

- 対象経費は販路開拓（業務効率化）の取組に要する費用に限定

①機械装置等費	機械装置等の購入費用
②広報費	パンフレット、ポスター、チラシ等の作成費用等
③ウェブサイト関連費（※1）	ウェブサイトやECサイト等の構築・更新等の経費
④展示会等出展費	展示会・商談会の出展料
⑤旅費	バス・電車賃、航空券代等
⑥開発費	新商品の試作開発費等
⑦資料購入費	補助事業に関連する資料・図書等の購入費
⑧雑役務費	補助事業のために雇用した派遣社員・アルバイト料等
⑨借料	機器・設備のリース・レンタル料、会場借料費等
⑩設備処分費（※2）	既存事業の設備機器等の解体・処分費等
⑪委託・外注費	第三者に委託・外注するための経費

（※1）ウェブサイト関連費のみの申請は不可であり、当費用の計上は補助金申請額の1 / 4を上限とします。

（※2）設備処分費のみの申請は不可であり、当費用の計上は補助金申請額の1 / 2を上限とします。

# 持続化補助金活用事例の紹介

## 事例 1. 温泉ホテル

所在地：千葉県 設立年：1955年  
従業員：20名 業種：宿泊業

### 1. 事業内容

昭和30年に創業した、15室を有する温泉旅館。24時間かけ流しにしている天然温泉が特徴。今後は、食堂スペースを改装し、Wifi環境、プロジェクター、スクリーン等のシアター設備を整えるシアタースペースを新設することで、宿泊客・顧客満足度の向上を図る。

### 2. 事業効果

セミナーや講習会を**新設したシアタースペース**で開催しており、市内外の市民を呼び込むことができ、当ホテルの周知PRだけでなく、新規顧客を大幅に開拓することが出来た。また、地域住民の憩いの場としても活用しており、地域に根差した経営に繋がる。

### 3. 事業者の声

経営計画を策定することで、事業の課題や目標、コンセプトが明確になった。商工会議所からPDCAサイクルに関するアドバイスをいただいたことも成功の要因になった。

## 事例 2. 弁当販売

所在地：静岡県 設立年：1927年  
従業員：7名 業種：飲食サービス業

### 1. 事業内容

名物駅弁を販売。同社の駅弁は、グルメサイト「食べログ」の静岡県弁当ランキングで1位を獲得するなど、高い知名度を誇る。新型コロナウイルスの感染拡大により、売上が大幅に落ち込んだため、コロナ禍を念頭に、「ステイホーム」をキーワードとして、EC用の新商品の開発を行う。

### 2. 事業効果

名物駅弁専用の**EC販売サイト**を構築。名物駅弁が家庭で楽しめる「おうち駅弁」というニュース性と、積極的な**プレスリリースの活用**により、発売当初から売上は伸び、新型コロナウイルスによる売上減を補うことができた。

### 3. 事業者の声

同社では、補助金申請とともに商工会の支援を受けながら、事業に取り組んだ。今後も、専門家支援を受けながら、EC販売を積極的に展開するつもりである。

# 持続化補助金の拡充のポイント（令和3年度補正予算）

- 令和元年度補正予算で継続して実施している「通常枠」<sup>(※1)</sup>に加え、新枠の創設や優先採択を実施。令和4年3月29日より公募を開始している。

(※1) 補助上限最大50万円、補助率2/3

## 1. 成長・分配強化枠の新設

- 賃金引上げ<sup>(※2)</sup>や、雇用の増加による事業規模の拡大に取り組む小規模事業者向けに上乗せ枠を創設。補助上限額の引き上げを実施。
- 補助上限額最大200万円、補助率2/3

(※2) 赤字事業者が賃金引上げを行い、採択された場合は、補助率を3/4に引上げ。

## 2. 新陳代謝枠の新設

- 後継ぎ候補者が実施する新たな取組や、創業後間もない小規模事業者を支援する上乗せ枠を創設。補助上限額の引き上げを実施。
- 補助上限額最大200万円、補助率2/3

## 3. インボイス枠の新設

- 免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者に対し、その環境変化への対応を支援する上乗せ枠を創設。補助上限額の引き上げを実施。
- 補助上限額最大100万円、補助率2/3



# 成長・分配強化枠の新設

- 賃金引上げや、雇用の増加による事業規模の拡大に取り組む小規模事業者向けに上乗せ枠を創設し、補助上限額の引き上げを実施
- **補助上限額200万円、補助率2/3**

類型		概要	
成長・分配強化枠	<u>賃金引上げ枠</u>	○申請要件	事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上(既に達成している場合は、現在支給している事業場内最低賃金より+30円以上)とした事業者であって販路開拓の取り組みを行う小規模事業者
		○補助上限	200万円
		○補助率	2/3 (赤字事業者は3/4に引上げ)
	<u>卒業枠</u>	○申請要件	常時使用する従業員を増やし、小規模事業者の従業員数を超えて規模を拡大する事業者であって販路開拓の取り組みを行う小規模事業者
		○補助上限	200万円
		○補助率	2/3

※賃金引上げに取り組む事業者のうち赤字事業者については、補助率を3/4に引上げるとともに優先採択のための加点を実施。

# 新陳代謝枠の新設

- 後継ぎ候補者が実施する新たな取組や創業後間もない小規模事業者を支援する上乘せ枠を創設し、補助上限額の引き上げを実施
- 補助上限額200万円、補助率2/3

類型		概要
新陳代謝枠	<u>後継者支援枠</u>	<p>○申請要件 将来的に事業承継を行う予定があり、新たな取組を行う後継者候補としてアトツギ甲子園のファイナリストになり、販路開拓の取組を行う小規模事業者</p> <p>○補助上限 200万円</p> <p>○補助率 2/3</p>
	<u>創業枠</u>	<p>○申請要件 産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業」による支援を公募締切時から起算して過去3か年の間に受け、かつ、過去3か年の間に開業し、販路開拓の取組を行う小規模事業者</p> <p>○補助上限 200万円</p> <p>○補助率 2/3</p>

# インボイス枠の新設

- 免税事業者からインボイス発行事業者に転換する場合の環境変化への対応を支援する上乗せ枠を創設し、補助上限額の引き上げを実施
- **補助上限額100万円、補助率2/3**

類型	概要
<u>インボイス枠</u>	<p>○申請要件 2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、インボイス発行事業者に登録し、販路開拓の取り組みを行う小規模事業者</p> <p>○補助上限 100万円</p> <p>○補助率 2/3</p>

# 第9回公募以降の変更点（優先採択の加点要素）

- 令和4年3月16日に発生した**福島県沖を震源とする地震**に対する加点要素を追加
- **ウクライナ情勢**や**物価高騰**等による影響を受けている事業者に対する加点要素を追加

加点項目		概要
①	パワーアップ型	● <b>地域資源型</b> 地域資源等を活用し、良いモノ・サービスを高く提供し、付加価値向上を図るため、地域外への販売や新規事業の立ち上げを行う計画に加点
		● <b>地域コミュニティ型</b> 地域の課題解決や暮らしの実需に応えるサービスを提供する小規模事業者による、地域内の需要喚起を目的とした取組等を行う計画に加点
②	赤字賃上げ加点	賃金引上げ枠に申請する事業者のうち、赤字である事業者に対して加点
③	東日本大震災加点	福島第一原子力発電所による被害を受けた水産加工業者等に対して加点
④	経営力向上計画加点	中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定を受けている事業者に対して加点
⑤	電子申請加点	補助金申請システム（名称：J グランツ）を用いて電子申請を行った事業者に対して加点
⑥	事業承継加点	代表者の年齢が満60歳以上の事業者で、かつ、後継者候補が補助事業を中心になって行う場合に加点
⑦	過疎地域加点	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に定める過疎地域に所在し、地域経済の持続的発展につながる取り組みを行う事業者に対して加点
⑧	災害加点	令和4年3月16日に発生した <b>福島県沖を震源とする地震</b> により、 <b>災害救助法の適用を受け、再建が極めて困難な状況にある地域に所在する事業者に対して加点</b>
⑨	事業環境変化加点	<b>ウクライナ情勢や原油価格、LPガス価格等の高騰による影響を受けている事業者に対して加点</b>

# 公募スケジュール

(※)電子申請の場合は、23:59まで受付。郵送の場合は、当日消印有効

## 1. 公募要領の公開

2022年 3月22日 (火)

## 3. 申請受付締切

- ~~第8回：2022年 6月 3日~~ **終了**
- ~~第9回：2022年 9月20日~~ **終了**
- **第10回：2022年12月 9日**
- 第11回：2023年 2月 下旬

## 2. 申請受付開始

2022年 3月29日 (火)

## 4. 事業支援計画書（様式4） 発行の受付締切

- ~~第8回：2022年 5月27日~~ **終了**
- ~~第9回：2022年 9月12日~~ **終了**
- **第10回：2022年12月 2日**
- 第11回：2023年 2月 中旬

(※)事業支援計画書（様式4）の発行には、時間を要する場合がありますので、余裕をもったお手続きをお願いいたします。

## 相談先・計画書のブラッシュアップ先

計画書の内容についてご相談される際は、最寄りの**商工会・商工会議所**へご相談ください。

# 制度の問合せ/申請先

(※)申請は、電子申請または郵送によりご提出ください(持参は受付不可)。

## 商工会議所地区の方

(問合せ・申請先) 小規模事業者持続化補助金事務局

(公式HP) <https://r3.jizokukahojokin.info/>

(電話番号) 03-6632-1502



## 商工会地区の方

(問合せ・申請先) 都道府県商工会連合会 地方事務局

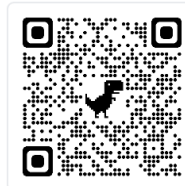
(公式HP) [https://www.shokokai.or.jp/jizokuka\\_r1h/](https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/)

(電話番号) 公募要領の巻末一覧をご覧ください



(参考)

# ～ 商工会議所地区 小規模事業者持続化補助金 HP ～



リンク先 : <https://r3.jizokukahojokin.info/>

商工会議所地区  
令和元年度補正予算・令和3年度補正予算  
小規模事業者持続化補助金

トップ 持続化補助金とは スケジュール ダウンロード 採択者一覧 補助事業について (採択者向け情報) 変更・その他 実績報告

商工会議所地区 令和元年度補正予算・令和3年度補正予算

## 小規模事業者 持続化補助金 (一般型)

小規模事業者持続化補助金は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者等の地道な販路開拓等の取り組みや、業務効率化の取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助いたします。

公募要領 (第10回受付締切分以降) が公開されました。

1～9回目締切回用の応募書類では申請できませんので、ご注意ください。

[第1回～第7回受付締切回のホームページはこちら](#)

申請については、以下をご確認ください。

ガイドブック (最初にこちらをご確認ください) →

公募要領 →

「公募要領」はコチラより  
ご確認ください

(参考)

～ **商工会地区** 小規模事業者持続化補助金 HP ～



リンク先：[https://www.shokokai.or.jp/jizokuka\\_r1h/shinsei.html](https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/shinsei.html)



令和元年度補正予算・令和3年度補正予算

## 小規模事業者持続化補助金

公募要領・様式

J Grants申請

一般型

[＜佐賀災害対策型＞はこちら](#)  
[＜一般型＞1回目～7回目公募はこちら](#)

TOP

持続化補助金とは

申請について

採択者一覧

採択者向け情報

よくある質問

問い合わせ先

公募要領等

**「公募要領」はコチラより  
ご確認ください**

[公募要領](#)

[別紙「参考資料」](#)

[応募時提出資料様式集](#)

[ガイドブック](#)

[交付規程](#)

[交付規程様式集 \(zipファイル\)](#)

[よくある質問](#)

補助事業の手引き  
※準備が出来次第掲載します。

申請の際は公募要領、別紙「参考資料」、「応募時提出資料・様式集」、「よくある質問」を必ずご確認ください。



# IT導入補助金

(サービス等生産性向上IT導入支援事業)

令和4年10月 - 11月

近畿経済産業局 サービス産業室

# 中小企業生産性革命推進事業

## 令和3年度補正予算額 2,001億円

- (1) 近畿経済産業局 産業技術課 TEL : 06-6966-6017
- (2) 近畿経済産業局 中小企業課 TEL : 06-6966-6023
- (3) 近畿経済産業局 サービス産業室 TEL : 06-6966-6053
- (4) 近畿経済産業局 中小企業課 TEL : 06-6966-6023

### 事業の内容

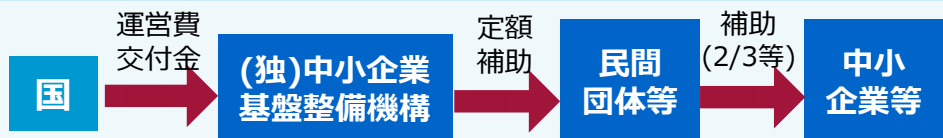
#### 事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、将来の成長を下支えします。
- そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、販路開拓を支援する中小企業生産性革命推進事業について、現行の通常枠の一部見直しを行うとともに、新たな特別枠を創設し、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援します。
- 加えて、事業承継・引継ぎ補助金を新たに追加し、中小企業の実産性向上や円滑な事業承継・引継ぎを一層強力に推進します。

#### 成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
  - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
  - ・補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上
  - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後1年で、販路開拓につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。
- 事業承継・引継ぎ支援事業により、令和4年度末までに約1,500者の中小企業者等の円滑な事業承継・事業引継ぎを支援します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

#### 【各補助事業の内容】

##### （1）ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

中小企業等のグリーン、デジタルに資する革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援するとともに、赤字など業況が厳しい中で生産性向上や賃上げ等に取り組む事業者を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	750万円、1,000万円、1,250万円（※従業員規模により異なる）	原則1/2（※小規模事業者・再生事業者は2/3）
回復型賃上げ・雇用拡大枠		2/3
デジタル枠		
グリーン枠	1,000万円、1,500万円、2,000万円（※同上）	

##### （2）小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等に加え、賃上げや事業規模の拡大（成長・分配強化枠）や創業や後継ぎ候補者の新たな取組（新陳代謝枠）、インボイス発行事業者への転換（インボイス枠）といった環境変化に関する取組を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3（※成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4）
成長・分配強化枠	200万円	
新陳代謝枠	200万円	
インボイス枠	100万円	

##### （3）サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

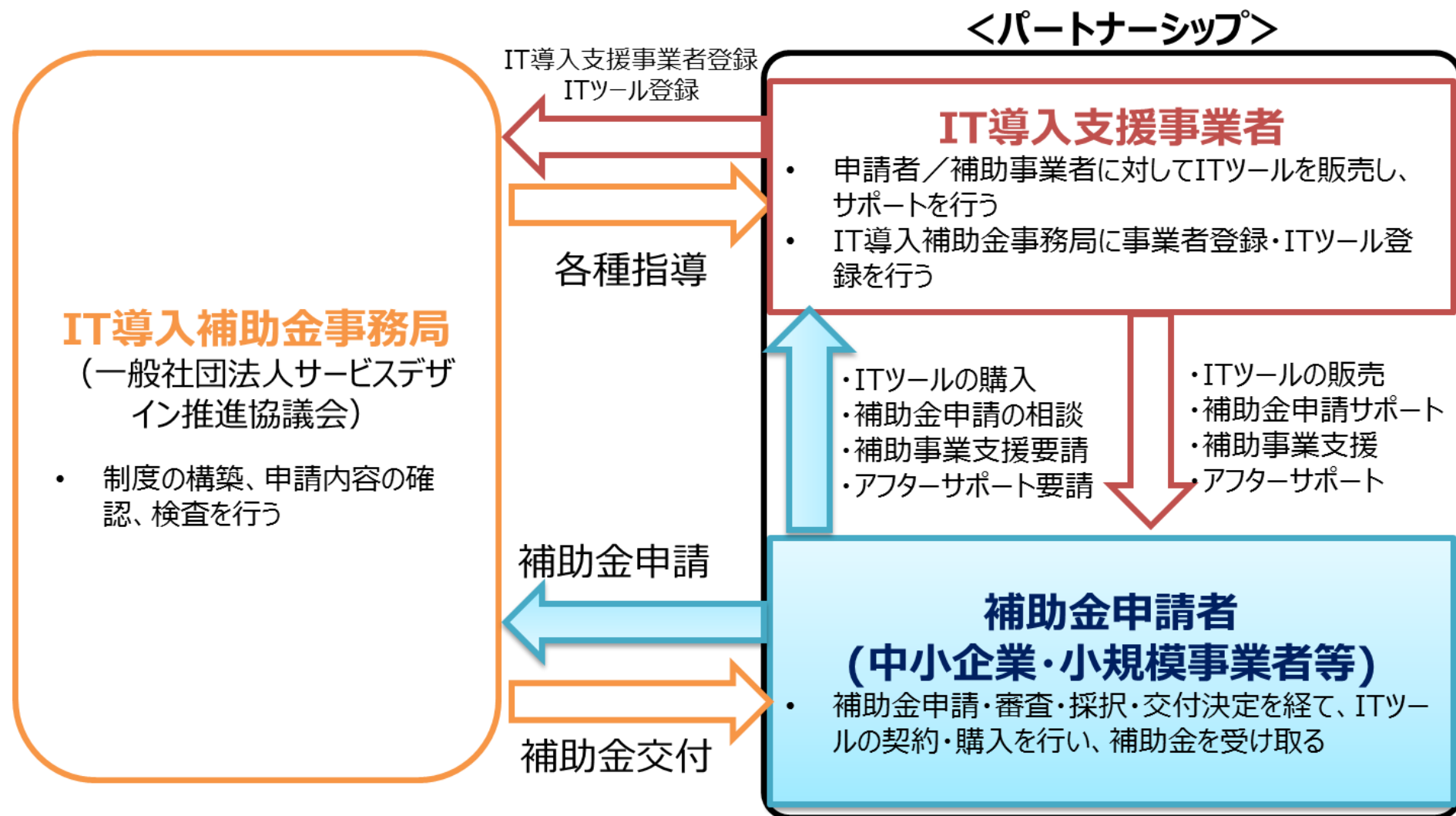
ITツール※補助額：～50万円（補助率：3/4）、50～350万円（補助率：2/3）  
※会計ソフト、受発注システム、決済ソフト等  
 PC、タブレット等補助上限：10万円（補助率：1/2）、  
 レジ補助上限額：20万円（補助率：1/2）  
 インボイス制度への対応も見据え、クラウド利用料を2年分まとめて補助するなど、企業間取引のデジタル化を強力に推進します。

##### （4）事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）

補助上限：150万円～600万円、補助率：1/2～2/3  
 事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援します。また、事業承継・引継ぎに関連する廃業費用等についても支援します。

# 「IT導入補助金」のスキーム

- 補助金申請者（中小企業・小規模事業者等）は、IT導入補助金事務局に登録された「**IT導入支援事業者**」とパートナーシップを組んで申請することが必要。



# サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

	通常枠		デジタル化基盤導入枠		セキュリティ対策推進枠	
	A類型	B類型	デジタル化基盤導入類型	複数社連携IT導入類型		
対象者	中小企業者等（一定の従業員規模以下の財団法人、社団法人、学校法人、商工会、商工会議所等を含む）					
補助上限	30万～150万円未満	150万～450万円	会計・受発注・決済・ECソフト： <b>5万～350万円</b> PC・タブレット等： <b>10万円</b> レジ・券売機等： <b>20万円</b>	(1)デジタル化基盤導入類型の対象経費（左記同様） (2)消費動向等分析経費 50万円×参画事業者数 <b>補助上限：(1)+(2)で3,000万円</b>  (3)事務費・専門家費 <b>補助上限：200万円</b>	<b>5万円～100万円</b>	
補助率	<b>1/2</b>		会計・受発注・決済・ECソフト： <b>2/3～3/4</b> PC・タブレット等、レジ・券売機等： <b>1/2</b>	<b>(1)デジタル化基盤導入類型と同様</b> <b>(2)・(3) 2/3</b>	<b>1/2以内</b>	
対象経費	ソフトウェア、クラウド利用費、導入関連費等 ※事前に事務局に登録されるITツールのみ対象		左記のものに加え PC・タブレット等のハードウェアにかかる購入費用も対象		「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているいずれかのサービス利用料 (最大2年分)	
加点項目 必須要件	・事業計画期間(3年間)において、①「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、②「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと ※A類型、デジタル化基盤導入類型:加点項目 B類型:必須項目 ・地域経済牽引事業者や地域未来牽引企業である場合、加点対象になり得る。			グループ全体で生産性が事業終了後2年以内に年率平均5%以上を目指す事業計画 :必須項目	①事業計画期間において、給与支給総額を3年後に4.5%以上増加、②事業計画期間において、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上を満たす等 :加点項目	
申請時期	7次締切：10月31日 8次締切：11月28日 9次締切：12月22日		14次締切：10月31日 15次締切：11月14日 16次締切：11月28日 17次締切：12月22日 18次締切：1月19日		3次締切：10月31日 4次締切：11月30日  3次締切：10月31日 4次締切：11月30日	3次締切：10月31日 4次締切：11月28日 5次締切：12月22日 6次締切：1月19日 7次締切：2月16日
申請方法	電子申請(IT導入補助金申請システム)			電子申請(jGrants)	電子申請(IT導入補助金申請システム)	

## 参考情報

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ポータルサイト：<https://www.it-hojo.jp/> ※QRコードからでもポータルサイトに繋がります。  
 【お問い合わせ先】サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター：0570-666-424



# IT導入補助金「通常枠（A・B類型）」の概要について

	通常枠	
類型	A類型	B類型
補助額	30万円～150万円 未満	150万円～450万円
補助率	1/2	
プロセス数	1以上	4以上
対象経費	ソフトウェア、クラウド利用費、導入関連費等 ※事前に事務局に登録されるITツールのみ対象	
加点要件 必須要件	A類型では <u>加点要素</u>	B類型では <u>必須要件</u>
	事業計画期間（3年間）において、以下 ① ② を満たすこと ① 給与支給総額が年率平均 1.5% 以上向上 ② 事業場内最低賃金が地域別最低賃金 + 30円 以上	

# サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

	通常枠		デジタル化基盤導入枠		セキュリティ対策推進枠
	A類型	B類型	デジタル化基盤導入類型	複数社連携IT導入類型	
対象者	中小企業者等（一定の従業員規模以下の財団法人、社団法人、学校法人、商工会、商工会議所等を含む）				
補助上限	30万～150万円未満	150万～450万円	会計・受発注・決済・ECソフト： <b>5万～350万円</b> PC・タブレット等： <b>10万円</b> レジ・券売機等： <b>20万円</b>	(1)デジタル化基盤導入類型の対象経費（左記同様） (2)消費動向等分析経費 50万円×参画事業者数 <b>補助上限：(1)+(2)で3,000万円</b>  (3)事務費・専門家費 <b>補助上限：200万円</b>	<b>5万円～100万円</b>
補助率	<b>1/2</b>		会計・受発注・決済・ECソフト： <b>2/3～3/4</b> PC・タブレット等、レジ・券売機等： <b>1/2</b>	<b>(1)デジタル化基盤導入類型と同様</b> <b>(2)・(3) 2/3</b>	<b>1/2以内</b>
対象経費	ソフトウェア、クラウド利用費、導入関連費等 ※事前に事務局に登録されるITツールのみ対象		左記のものに加え PC・タブレット等のハードウェアにかかる購入費用も対象		「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているいずれかのサービス利用料 (最大2年分)
加点項目 必須要件	・事業計画期間(3年間)において、①「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、②「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと ※A類型、デジタル化基盤導入類型:加点項目 B類型:必須項目 ・地域経済牽引事業者や地域未来牽引企業である場合、加点対象になり得る。			グループ全体で生産性が事業終了後2年以内に年率平均5%以上を目指す事業計画 :必須項目	①事業計画期間において、給与支給総額を3年後に4.5%以上増加、②事業計画期間において、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上を満たす等 :加点項目
申請時期	7次締切：10月31日 8次締切：11月28日 9次締切：12月22日		14次締切：10月31日 15次締切：11月14日 16次締切：11月28日 17次締切：12月22日 18次締切：1月19日		3次締切：10月31日 4次締切：11月30日  5次締切：12月22日 6次締切：1月19日 7次締切：2月16日
申請方法	電子申請(IT導入補助金申請システム)			電子申請(jGrants)	電子申請(IT導入補助金申請システム)

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ポータルサイト：<https://www.it-hojo.jp/> ※QRコードからでもポータルサイトに繋がります。  
 【お問い合わせ先】サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター：0570-666-424



# IT導入補助金「デジタル化基盤導入枠」の概要について

デジタル化基盤導入枠						
類型	デジタル化基盤導入類型				複数社連携IT導入類型	
補助額	ITツール		PC/タブレット等	レジ・券売機等	<p>(1) デジタル化基盤導入類型の対象経費 → 補助額・補助率ともに、左記と同様</p> <p>(2) 消費動向等分析経費 → 補助額：参画事業者数 × 50万円 → 補助率：2/3 → 補助上限額： (1) + (2) = 3,000万円</p> <p>(3) 事務費、外部専門家謝金、旅費 → 補助上限額：200万円 → 補助率：2/3</p>	
	5万円～50万円	50万円超～350万円	10万円以下	20万円以下		
機能要件	会計・受発注・決済・ECの機能の内、 <b>1</b> 機能以上を有するソフト	会計・受発注・決済・ECの機能の内、 <b>2</b> 機能以上を有するソフト	左記のITツールの使用に資すること			
補助率	3/4	2/3	1/2			
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費（クラウド利用料1～2年分）、ハードウェア購入費、導入関連費等 ※「複数社連携IT導入類型」のみ、事務費・専門家費が補助対象経費に追加					
加点要件 必須要件	<p>【加点要件】</p> <p>事業計画期間（3年間）において、以下①②を満たすこと</p> <p>① 給与支給総額が年率平均<b>1.5%以上</b>向上</p> <p>② 事業場内最低賃金が地域別最低賃金 <b>+30円以上</b></p>					<p>【必須要件】</p> <p>グループ全体で生産性が事業終了後<b>2年以内</b>に、年率平均<b>5%以上</b>を目指す事業計画</p>

# 「デジタル化基盤導入類型」の概要について

## 1. 概要

- 中小・小規模事業者には、インボイス制度も見据えたデジタル化を一挙に推進するため、会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトの導入費用に加え、PC・タブレット、レジ・券売機等の導入費用を支援する。

## 2. 補助対象事業者

- 中小企業等（従来のIT導入補助金と同様）

## 3. 事業イメージ（例）

- 導入したITツール及びハードウェアを活用して、生産性向上に取り組む。

## 4. 補助対象経費（一例）

### (1) ITツール

#### ○導入に係る費用

パッケージ購入費、初期費用（クラウド型の場合等）、システム構築費、導入作業費、役務費（導入支援）

#### ○利用に係る費用（2年分）

月額、年額サービス利用料、システム保守費用

### (2) ハードウェア

#### ○機器（本体、付属機器）購入費用、設置費用

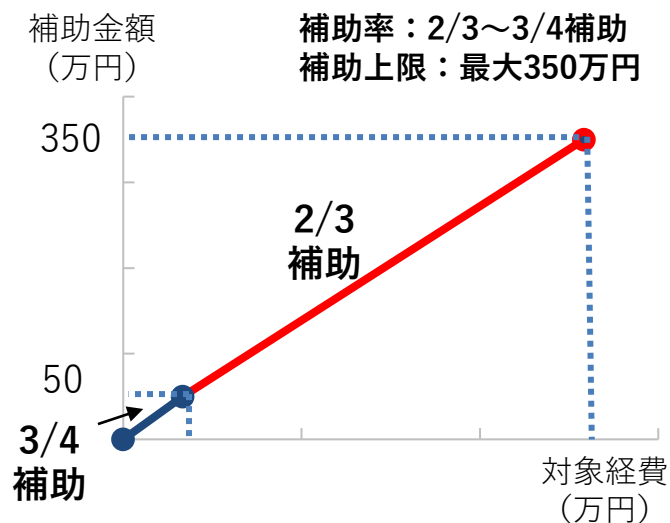
## 5. 補助率・補助額

ITツール：補助額～50万円（補助率4分の3）、補助額50万円～350万円（補助率3分の2）

⇒ 導入する機能数に応じて、補助上限額が変わる可能性があります。

PC、タブレット：補助額10万円まで（補助率2分の1）、レジ等：補助額20万円まで（補助率2分の1）

【ITツールの補助率・補助上限額の関係】





# 「複数社連携IT導入類型」の概要について

## 1. 補助対象事業者

※ 事業に参加する事業者の数は「10者以上」であること

- 商工団体等  
(例) 商店街振興組合、商工会議所、商工会、事業協同組合 等
- 地域のまちづくり、商業活性化、観光振興等の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者又は団体  
(例) まちづくり会社、観光地域づくり法人 (DMO) 等
- 複数の中小企業・小規模事業者により形成されるコンソーシアム

## 2. 補助対象経費 (一例)

### (1) 基盤導入経費

- ITツール : 会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフト
- ハードウェア : PC・タブレット、レジ・券売機等

### (2) 消費動向等分析経費

- ITツール : 消費動向分析システム、経営分析システム、需要予測システム、電子地域通貨システム、キャッシュレスシステム、生体認証決済システム 等
- ハードウェア : AIカメラ、ビーコン、デジタルサイネージ 等

### (3) 参画事業者のとりまとめに係る事務費・専門家費

## 3. 補助率・補助上限額

### ● 補助率

- (1) 基盤導入経費 : 1/2~3/4 (デジタル化基盤導入類型と同様)
- (2) 消費動向等分析経費 : 2/3 、 (3) 事務費、専門家費 : 2/3

### ● 補助上限額

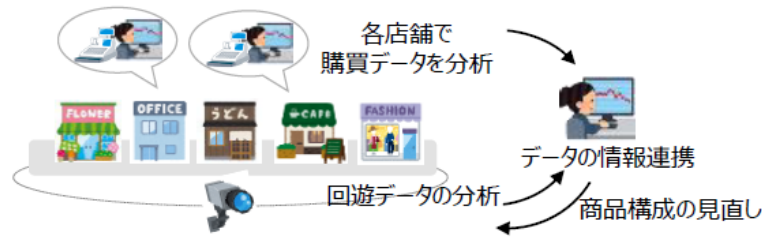
- (1) + (2) ⇒ 3,000万円、(3) ⇒ ( (1) + (2) ) ×10%

# 具体的な取組イメージ（IT導入補助金複数社連携IT導入類型）

- 商業集積地等における消費動向等を分析するシステム等を導入し、データの収集・分析によりデジタルマーケティングを行うことで、当該地域の来街者増や回遊性向上等を図り、生産性向上につながる。

## ①地域にAIカメラ + 個店にPOSデータ分析システム

<地域全体> AIカメラで取得した来街者の属性や回遊データを分析  
 ×  
 <地域内の店舗> POSデータ分析システムにより各店舗の購買データを分析  
 回遊性等の分析結果と店舗の売れ筋等を比較し商品構成の見直しなどに繋げる。



対象経費例 <ハードウェア> AIカメラ、POSレジ <ソフトウェア> 分析システム導入費

## ②地域にビーコン + 個店にAIカメラ

<地域全体> ビーコンで来街者に情報を発信  
 ×  
 <地域内の店舗> AIカメラで取得した各個店の消費者動向データを分析  
 各個店のターゲット層に近い来街者に向け、効果的な情報発信を行う。



対象経費例 <ハードウェア> ビーコン、AIカメラ <ソフトウェア> 分析システム導入費

## ③地域に電子地域通貨 + 個店に分析アプリ

<地域全体> 電子地域通貨による地域経済の活性化やアプリによるクーポンの発行  
 ×  
 <地域の店舗> 電子地域通貨の利用状況から消費者の購買データを分析  
 消費者の購買状況を踏まえた効果的な情報発信を行い来街を促進する。



対象経費例 <ハードウェア> キャッシュレス機器 <ソフトウェア> アプリ導入費、分析システム導入費

## ④地域にセンサー技術（人流・気象・交通量等）

<地域全体> 人流・気象・交通量などが計測できるセンサーを導入し、データを分析  
 ×  
 <地域の店舗> 各店舗で需要を予測  
 来街者等のデータをもとに各店舗が需要予測を行い、業務効率の改善を行う。



対象経費例 <ハードウェア> センサー <ソフトウェア> 分析システム、需要予測システム導入費

# サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

	通常枠		デジタル化基盤導入枠		セキュリティ対策推進枠
	A類型	B類型	デジタル化基盤導入類型	複数社連携IT導入類型	
対象者	中小企業者等（一定の従業員規模以下の財団法人、社団法人、学校法人、商工会、商工会議所等を含む）				
補助上限	30万～150万円未満	150万～450万円	会計・受発注・決済・ECソフト： <b>5万～350万円</b> PC・タブレット等： <b>10万円</b> レジ・券売機等： <b>20万円</b>	(1)デジタル化基盤導入類型の対象経費（左記同様） (2)消費動向等分析経費 50万円×参画事業者数 <b>補助上限：(1)+(2)で3,000万円</b> (3)事務費・専門家費 <b>補助上限：200万円</b>	<b>5万円～100万円</b>
補助率	<b>1/2</b>		会計・受発注・決済・ECソフト： <b>2/3～3/4</b> PC・タブレット等、レジ・券売機等： <b>1/2</b>	<b>(1)デジタル化基盤導入類型と同様</b> <b>(2)・(3) 2/3</b>	<b>1/2以内</b>
対象経費	ソフトウェア、クラウド利用費、導入関連費等 ※事前に事務局に登録されるITツールのみ対象		左記のものに加え PC・タブレット等のハードウェアにかかる購入費用も対象		「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているいずれかのサービス利用料 (最大2年分)
加点項目 必須要件	・事業計画期間(3年間)において、①「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、②「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと ※A類型、デジタル化基盤導入類型：加点項目 B類型：必須項目 ・地域経済牽引事業者や地域未来牽引企業である場合、加点対象になり得る。			グループ全体で生産性が事業終了後2年以内に年率平均5%以上を目指す事業計画 :必須項目	①事業計画期間において、給与支給総額を3年後に4.5%以上増加、②事業計画期間において、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上を満たす等 :加点項目
申請時期	7次締切：10月31日 8次締切：11月28日 9次締切：12月22日		14次締切：10月31日 15次締切：11月14日 16次締切：11月28日 17次締切：12月22日 18次締切：1月19日		3次締切：10月31日 4次締切：11月30日 5次締切：12月22日 6次締切：1月19日 7次締切：2月16日
申請方法	電子申請(IT導入補助金申請システム)			電子申請(jGrants)	電子申請(IT導入補助金申請システム)

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ポータルサイト：<https://www.it-hojo.jp/> ※QRコードからでもポータルサイトに繋がります。  
 【お問い合わせ先】サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター：0570-666-424



# IT活用事例の紹介

## 「協和テクノロジズ株式会社（情報通信業）」

### ～RPAツールの導入により定型業務を自動化～

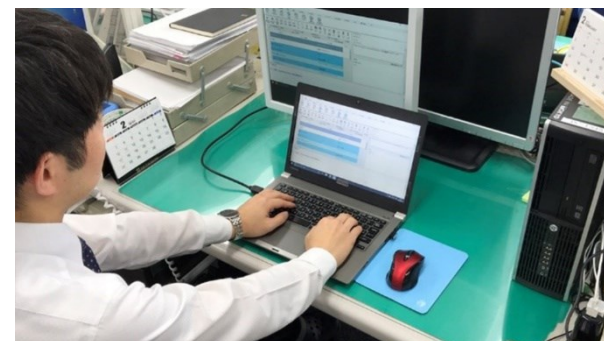
#### 【企業概要】

- ・通信ネットワークの設計、構築、保守まで、情報通信設備に関する幅広いソリューションを提供。

#### 【ITツール導入のきっかけ】

- ・複数の受発注システムに関する事務処理業務が**属人化**。
- ・人事異動による引継ぎに多くの時間がかかり、非効率な状況に。
- ・社内で働き方改革プロジェクトが立ち上がり、属人化防止・定型業務の自動化に取り組んだ。

日本語対応で、プログラミング未経験でも定型業務を簡単に自動化できる「RPAツール」を導入



#### 【ITツール導入の効果】

- ・導入に際し、**業務プロセスを可視化**し改善することができた。
- ・入力時間の短縮、ミスの軽減、チェック時間の減少が積み重なり前年度同月残業時間と比較し、約25時間／月の残業時間を削減した。

# IT活用事例の紹介

## 「株式会社大和屋本店（宿泊業）」

～**ホテル旅館向け予約・顧客管理システムを導入し、ルーティン業務のムダ取りを徹底**～

### 【企業概要】

・大阪市内道頓堀エリアにおいて、100年以上の歴史を持つ老舗旅館「大和屋本店」を経営。

### 【ITツール導入のきっかけ】

・周辺に多数のホテルが多数立地し競合が多いなかで、顧客満足度を高めて旅館の稼働率や客単価を上げるためには**生産性向上が重要**と考え、これまで手書きで行っていた予約・顧客情報の管理業務におけるIT導入を行った。

「ホテル旅館向け予約・顧客管理システム」を導入



### 【ITツール導入の効果】

・予約状況や料理の内容をフロント・調理場・宴会場（客室係）間で共有しやすくなり、**手書きや電話連絡などの手間を省き、ミスを無くす**ことができた。特に、電話予約に対して、表計算ソフトと手書きの台帳に入力・記入していたものが、一度のシステム入力で済むようになり、**年間で約1,800時間（1日あたり4～5時間）の入力時間を削減**できた。削減できた時間を宿泊客に対するおもてなしに充てることで、**顧客満足の向上**を図っている。



# IT活用事例の紹介

## 「株式会社エアグラウンド（映像制作・クリエイティブ）」

### ～マーケティング支援ツールの導入で、社内の営業力強化を実現～

#### 【企業概要】

・兵庫県尼崎市で「映像で身近な人を笑顔に！」をスローガンに、映像コンテンツ制作・ホームページ制作・多言語対応などを行っている。

#### 【ITツール導入のきっかけ】

・新規事業を実施するにあたり、**集客のマーケティングや効果的な広報宣伝**を今まで以上に行いたいと考え、**マーケティングオートメーション**をIT導入補助金を活用して導入。

顧客管理・広告宣伝・情報発信・商談などを  
オンライン上でサポートする営業支援ツールを導入



#### 【ITツール導入の効果】

- ・**イベント企画・運営もできるコンテンツ制作会社としての強みが一層強化**され、受注件数や売上が増加。
- ・**最新の顧客情報を社内で共有**できるようになり、社長の頭の中だけにしかない状況からの脱却ができた。
- ・社員がマーケティングに興味を持つようになり、社員の提案力が向上した。

# 公募スケジュール

## 通常枠（A・B類型）

7次締切分	締切日	 2022年10月31日（月）17：00（予定）
8次締切分	締切日	 2022年11月28日（月）17：00（予定）
9次締切分 最終締切	締切日	 2022年12月22日（木）17：00（予定）

## セキュリティ対策推進枠

3次締切分	締切日	 2022年10月31日（月）17：00（予定）
4次締切分	締切日	 2022年11月28日（月）17：00（予定）
5次締切分	締切日	 2022年12月22日（木）17：00（予定）
6次締切分	締切日	 2023年1月19日（木）17：00（予定）
7次締切分 最終締切	締切日	 2023年2月16日（木）17：00（予定）

## デジタル化基盤導入類型

14次締切分	締切日	 2022年10月31日（月）17：00（予定）
15次締切分	締切日	 2022年11月14日（月）17：00（予定）
16次締切分	締切日	 2022年11月28日（月）17：00（予定）
17次締切分	締切日	 2022年12月22日（木）17：00（予定）
18次締切分 最終締切	締切日	 2023年1月19日（木）17：00（予定）

※ 応募締切は、通常枠・デジタル化基盤導入枠・セキュリティ対策推進枠で異なります。

詳しくは、事務局ポータルサイト(<https://www.it-hojo.jp>)をご確認ください。

※ 本事業の公募は、複数回の締切を設け、それまでに受け付けた申請を審査し、交付決定を行う予定です。

※ 過去に交付を受けた事業者については、交付決定日から12カ月以内に同一事業での申請は行えません。

## IT導入補助金2022ホームページ

<https://www.it-hojo.jp/>



※公募要領等は都度更新される可能性がありますので  
逐次新着情報をご確認ください。

(問合せ先)

**サービス等生産性向上 IT導入支援事業 コールセンター**

**0570-666-424**

(IP電話等からのお問合せ先：042-303-9749)

受付時間：9:30～17:30／月曜～金曜（土日祝除く）



# 中小企業経営強化税制 (経営力向上計画)

令和4年10月 - 11月

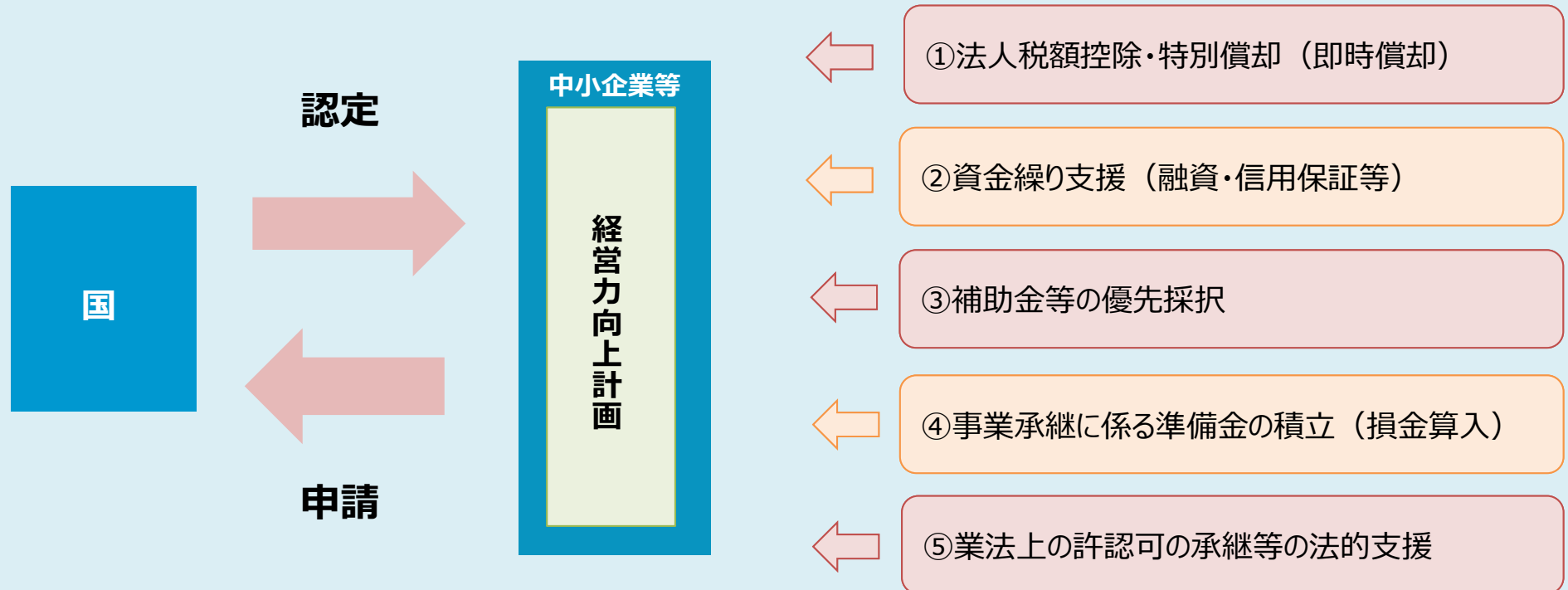
近畿経済産業局 創業・経営支援課

# 経営力向上計画とは（制度の内容）

## 概要と目的

- 人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資による生産性向上など、自社の経営力を向上するため実施する計画を策定し、「経営力向上計画」として国の認定を受けることができます。
- 「経営力向上計画」を認定された事業者は、税制措置や政府系金融機関による金融支援等を受けることが可能となります。

## 適用イメージ



# 中小企業経営強化税制【対象者】

- 本税制の活用には、中小企業等経営強化法に基づく「**経営力向上計画**」の認定が必要となっており、当該計画については、「**①特定事業者等**」に該当する事業者のみ提出が可能となります。
- その上で、税制の適用を受けるためには、それぞれの税制ごとに、租税特別措置法上の「**②中小企業者等**」に該当する必要があります。

## ①②両方の要件を満たす必要あり

### ①「特定事業者等」 (中小企業等経営強化法)

- ・**常時使用する従業員数が2,000人以下**の法人または個人
- ・協同組合等※

※協同組合等に含まれる組合は、制度によって異なります。詳しくは、「[中小企業税制〈令和4年度版〉](#)」の各税制のページをご確認ください。

### ②「中小企業者等」 (租税特別措置法)

- ・**資本金又は出資金の額が1億円以下**の法人
- ・資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人または個人
- ・協同組合等※

ただし、大企業の子会社等に該当する場合は対象外となる等、対象は税制ごとに異なります。詳しくは、「[中小企業税制〈令和4年度版〉](#)」の各税制のページをご確認ください。

# 中小企業経営強化税制【制度の概要】 ※) 令和5年度税制改正要望において、適用期限の2年間延長を要望中（令和6年度末まで）

- 青色申告書を提出する**中小企業者等**が、令和5年3月31日までの期間に、**認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備**を新規取得等して指定事業の用に供した場合、**即時償却**又は**取得価額の10%**（資本金3000万円超1億円以下の法人は7%）の**税額控除**を選択適用することができます。
- 令和3年8月2日の法改正により、**経営資源集約化税制（中小企業再編投資損失準備金）**と「**経営資源集約化に資する設備（D類型）**」が追加されました。

## 概要

類型	要件	確認者	対象設備（※1～3）	その他要件
A類型	<u>生産性が旧モデル比平均1%以上向上</u> する設備	工業会等	機械装置（160万円以上）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>生産等設備</b>を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。（※4）</li> <li>・<b>国内への投資</b>であること</li> <li>・<b>中古資産・貸付資産でないこと</b>等</li> </ul>
B類型	<u>投資収益率が年平均5%以上</u> の投資計画に係る設備	経済産業局	工具（30万円以上） （A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る）	
C類型	<u>可視化、遠隔操作、自動制御化</u> のいずれかに該当する設備		器具備品（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上）	
D類型	<u>修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上</u> の投資計画に係る設備		ソフトウェア（70万円以上） （A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）	

- ※ 1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。詳しくは「[経営力向上計画策定の手引き](#)」を確認してください。
- ※ 2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除きます。
- ※ 3 ソフトウェアについては、複製して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。詳しくは「[中小企業税制<令和4年度版>](#)」の対象となるソフトウェアを確認してください。
- ※ 4 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。詳しくはこちらの[質疑応答事例（国税庁）](https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm)をご確認ください。

（資料）中小企業庁HPより

# 中小企業経営強化税制【各類型の要件】

以下、いずれかの要件を満たす場合に、措置が活用できます。

## A類型：生産性向上設備

以下の要件を満たすことについて、工業会等の証明を受けた設備

- ① 一定期間内（右表）に販売されたモデル（最新モデルである必要はありません）
- ② 経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備

<設備の種類別販売時期>

設備の種類	販売開始時期
機械装置	10年以内
工具	5年以内
器具備品	6年以内
建物附属設備	14年以内
ソフトウェア	5年以内

## B類型：収益力強化設備 C類型：デジタル化設備 D類型：経営資源集約化に資する設備

以下の要件を満たすことを、以下の確認機関が事前確認した上で、経済産業局の確認を受けた設備

類型	要件	事前確認機関
B類型	年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資計画に記載された設備	税理士又は公認会計士
C類型	①遠隔操作、②可視化、③自動制御化のいずれかを可能にする設備	認定経営革新等支援機関
D類型	右表のいずれかの要件を満たすことが見込まれる投資計画に記載された設備で、経営力向上計画に <u>事業承継等事前調査</u> に関する事項の記載があり、事業承継後に取得等を行った設備	税理士又は公認会計士

<D類型の要件>

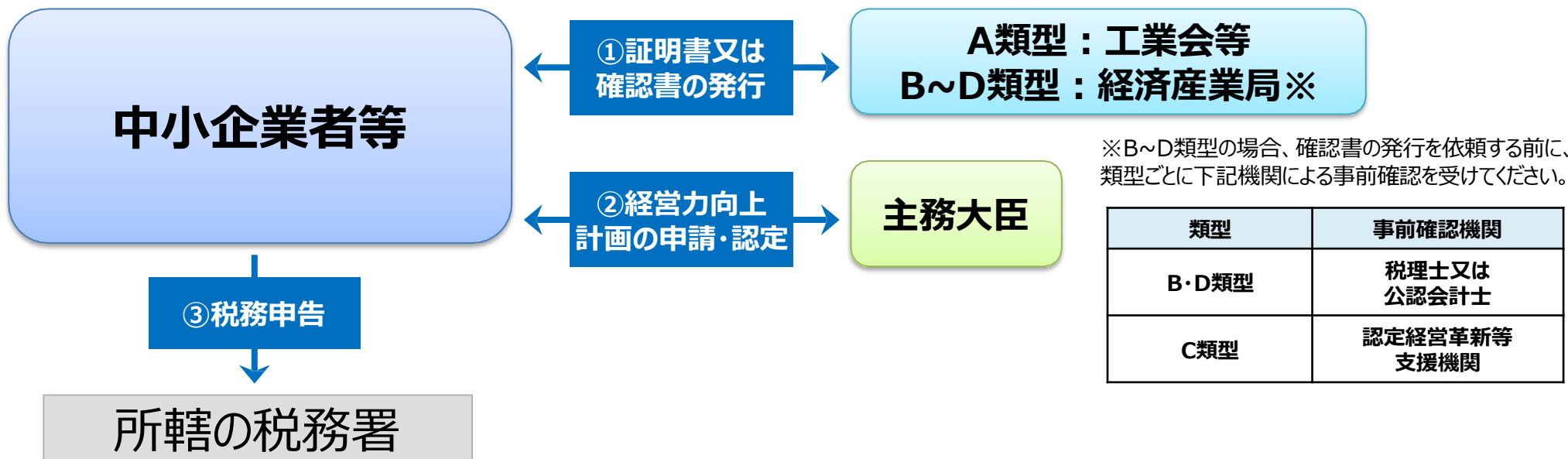
計画期間	有形固定資産回転率	修正ROA
3年	+2%	+0.3%ポイント
4年	+2.5%	+0.4%ポイント
5年	+3%	+0.5%ポイント

# 中小企業経営強化税制【申請の流れ】

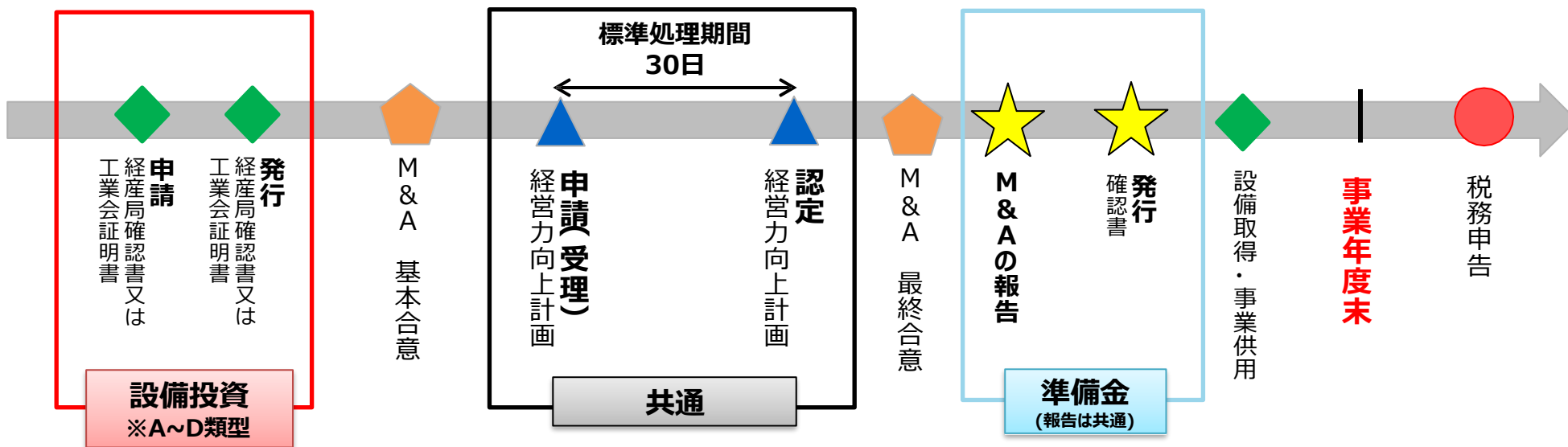
- ① 申請者は、導入を予定している設備がそれぞれの類型に該当していることについて、**工業会等**（A類型）または**経済産業局**（B～D類型）の証明・確認を受け、**工業会証明書又は経済産業局確認書の交付**を受けます。
- ② ①の**証明書・確認書を添付して、経営力向上計画を主務大臣に申請**します。認定を受けた場合、主務大臣から、計画認定書と計画申請書の写しが申請者に交付されます。
- ③ 認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等については、税法上の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。

※**税務申告に際しては、②の経営力向上計画及び計画認定書（いずれも写し）を添付してください。**

## フロー図



# 税制措置を併用する場合の申請一覧



※事業年度内に認定が必要

## 設備投資

- ・A類型の場合、工業会から証明書の交付を受ける。
- ・B~D類型の場合、経済産業局の確認を受け、確認書の交付を受ける。

- ・経営力向上計画に、導入する設備の内容を記載
- ・申請時に証明書又は確認書を添付

- ・税務申告時には、経営力向上計画申請書の写し及び計画認定書の写しを添付。

## 準備金

- ・経営力向上計画の「6.経営力向上の内容」に、M&Aによりどのように経営力を高めるか記載する
- ・経営力向上計画の「10.事業承継等事前調査に関する事項」に実施するDDの内容を記載し、「事業承継等事前調査チェックシート」を添付

- ・M&Aの実施後速やかに、様式5を用いて、事業承継等・事業承継等事前調査の内容について報告。
- ・税務申告までに、主務大臣から確認書を受領

- ・税務申告時には、経営力向上計画の申請書の写し、認定書の写し及び確認書の写しを添付

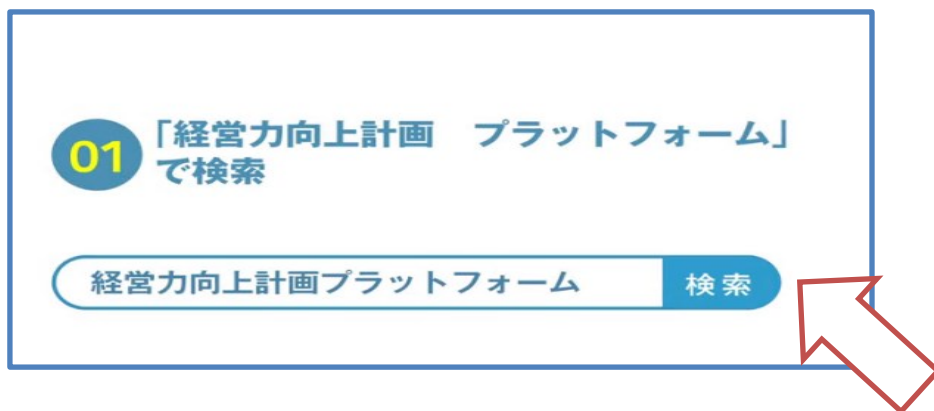
※必ずしも事業年度内である必要はない

## 【参考】電子申請への完全移行

○2020年4月より、経営力向上計画の電子申請を開始

○**2022年4月より、経営力向上計画の完全電子化に移行。（経済産業部局宛てのみ）**

※電子申請は経済産業省、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省及び環境省宛ての申請のみ可能です。



(資料)中小企業庁HPより

## 電子申請のメリット

○申請書の作成にあたり、記入項目の**エラーチェック**や自動計算等の**サポート機能**を活用することが可能です。また、**一時保存**した暫定版の申請書を印刷し、確認することが可能です。

○申請書の**郵送費用が不要**になります。

○**審査の進捗状況**を経営力向上計画プラットフォームで確認することが可能です。

○標準処理期間が**14日（土日祝等の休日等を除く）に短縮**。※経済産業部局のみ

○**認定書**は、システムからいつでも**ダウンロード可能**です（認定書は郵送されないため、認定書用の返信用封筒及び切手代不要）。※経済産業部局のみ



# 中小企業投資促進税制

令和4年10月 - 11月

近畿経済産業局 中小企業課

# 中小企業投資促進税制

※) 令和5年度税制改正要望において、適用期限の2年間延長を要望中（令和6年度末まで）

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、**特別償却（30%）又は税額控除（7%）**※のいずれかの適用を認める措置。

※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る

## 現行制度

【適用期限：令和4年度末まで】

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等）</li> <li>・従業員数1,000人以下の個人事業主</li> </ul>
対象業種	<p>製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶賃貸業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業</p> <p>※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く</p>
対象設備	・機械及び装置【1台160万円以上】
	・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】
	・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く
	・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）
	・内航船舶（取得価格の75%が対象）
措置内容	<p>個人事業主 資本金3,000万円以下の中小企業</p> <p>30%特別償却 又は 7%税額控除</p>
	<p>資本金3,000万円超の中小企業</p> <p>30%特別償却</p>

※中古品、貸付の用に供する設備、匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備は対象外

# 中小企業経営強化税制との比較

- 対象設備が異なる。(中小企業投資促進税制では、**器具備品・工具、建物附属設備は対象外**)
- 支援措置として、**中小企業投資促進税制が30%の特別償却または7%の税額控除**であるが、中小企業経営強化税制では即時償却が可能で税額控除が10%(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)。
- 中小企業投資促進税制では、**事前の法律認定が不要**であり、確定申告手続きのみで適用が可能。

## 設備の取得に係る税制措置の概要

法人税<sup>(※1)</sup>について、**即時償却又は取得価額の10%<sup>(※2)</sup>の税額控除**が選択適用できます。(中小企業経営強化税制)

※1 個人事業主の場合には所得税

※2 資本金3000万円超1億円以下の法人は7%

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	<p><b>【中小企業経営強化税制】</b> 即時償却又は税額控除10% (※7%)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>生産性向上設備 (A類型)</b> 生産性が年平均1%以上向上</p> <p><b>収益力強化設備 (B類型)</b> 投資利益率5%以上のパッケージ投資</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p><b>デジタル化設備 (C類型)</b> 遠隔操作、可視化、自動制御化を可能にする設備</p> <p><b>経営資源集約化に資する設備 (D類型)</b> 修正ROA又は有形固定資産回転率の改善が見込まれるパッケージ投資</p> </div> </div>			
	<p><b>【中小企業投資促進税制 (中促)】</b> 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用</p>			

     を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要  
 ※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

(出典) 中小企業庁HP (中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引きより作成)

# 中小企業向け主要税制

制度名	事前手続	対象者	対象設備	税制
①中小企業経営強化税制 (経営力向上計画)	要	中小企業 (資本金1億円以下 の法人、個人事業主)	機械装置 工具 器具備品 ソフトウェア 建物付属設備	・即時償却(100%) ・税額控除 10% (税額控除は資本金3,000万円以下の法人、 個人事業主の場合7%)
②固定資産税の特例 (先端設備等導入計画)	要	中小企業 (資本金1億円以下 の法人、個人事業主)	機械装置 工具 器具備品 建物付属設備 構築物 事業用家屋	先端設備の固定資産税が通常の0~1/2倍 (取得後3年間・倍率は市町村による)
③中小企業防災・減災投資 促進税制 (事業継続力強化計画)	要	中小企業 (資本金1億円以下 の法人、個人事業主)	機械装置 器具備品 建物付属設備	・特別償却 20~18%
④地域未来投資促進税制 (未来投資促進法)	要	中小企業 大企業	機械装置 器具備品 建物 建物付属設備 構築物	・特別償却 40~50%※建物関係20% ・税額控除 4~5%※建物関係2%
⑤中小企業投資促進税制	—	中小企業 (資本金1億円以下 の法人、個人事業主)	機械装置、工具、ソフトウ エア、普通貨物自動車、 内航船舶	・特別償却 30% ・税額控除 7% (税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人 事業主のみ)
⑥(中小企業向け) 賃上げ促進税制	—	中小企業 (資本金1億円以下 の法人、個人事業主)	— (給与等を前年度と比べて 1.5%以上増加)	・前年からの賃金上昇分の15%を税額控除

# 経済産業施策（税制）の活用実績について

- 平成30年度～令和2年度における経済産業施策（税制）活用実績を確認したところ、主な活用施策が①中小企業投資促進税制、②中小企業経営強化税制（経営力向上計画）、③賃上げ促進税制、となった。

措置名	適用件数			適用額(億円)		
	30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年度
①中小企業経営強化税制 (特別償却) ※経営力向上計画	18,613	17,325	15,742	6,083	5,685	4,742
①中小企業経営強化税制 (税額控除) ※経営力向上計画	7,856	8,834	7,337	141	139	96
⑤中小企業投資促進税制 (特別償却)	26,323	25,591	22,894	2,408	2,338	1,999
⑤中小企業投資促進税制 (税額控除)	28,311	28,339	26,166	186	183	163
⑥賃上げ促進税制 (税額控除)	131,201	129,831	99,355	3,525	2,289	1,650

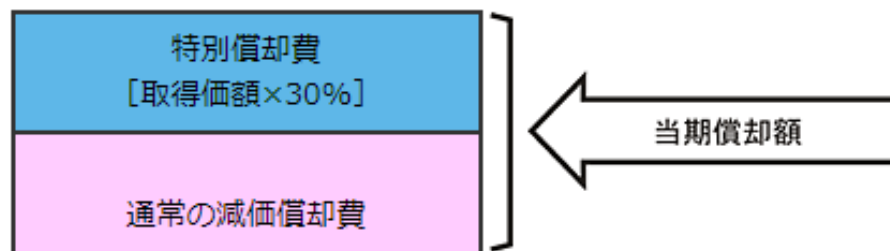
(出典) 財務省HP (租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 (第208回国会提出) より作成)

# 特別償却又は税額控除について

- 青色申告書を提出する中小企業者などが平成10年6月1日から令和5年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に新品の機械および装置などを取得したまたは製作して国内にある製造業、建設業などの指定事業の用に供した場合に、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、特別償却または税額控除を認める。

## 償却限度額

- 償却限度額は、基準取得価額の30パーセント相当額の特別償却限度額を普通償却限度額に加えた金額。
- 基準取得価額とは、船舶についてはその取得価額に75パーセントを乗じた金額をいい、その他の資産についてはその取得価額。



## 税額控除限度額

- 税額控除限度額は、基準取得価額の7パーセント相当額。
- なお、税額控除の控除上限は、中小企業経営強化税制の税額控除との合計で、その事業年度の法人税額または所得税額の20%が上限。
- なお、税額控除限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことが可能。

# 利用の手続き・問い合わせ先

## 適用手続

### <個人事業主>

- ・特別償却の場合、青色申告決算書の「減価償却の計算」の「㊦割増（特別）償却費」の欄に特別償却の額を、「摘要」の欄に特例名（措法10条の3）を記入すること。
- ・税額控除の場合、「明細書」を確定申告書に添付すること。

### <法人>

- ・特別償却の場合、法人税の確定申告書に「特別償却の付表」と適用額明細書を添付すること。
- ・税額控除の場合、法人税の確定申告書に「別表」と適用額明細書を添付すること。

## 問い合わせ先

中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821（平日9：30-12：00, 13：00-17：00）  
本税制の適用にあたってのご質問は、税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。

# 中小企業向け賃上げ促進税制

## ～令和4年度税制改正～

令和4年10月 - 11月

近畿経済産業局 中小企業課



# 賃上げに取り組む経営者の皆様へ

～政府は、賃上げに取り組む企業・個人事業主を応援します～

## 賃上げ促進税制

【中小企業】雇用者全体の給与等支給額の増加額の**最大40%**を税額控除\*

\*税額控除上限：法人税額又は所得税額の20%

<中小企業向け (資本金1億円以下の企業など) >

適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等

適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度  
(個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象)

### 必須要件

雇用者全体の給与等支給額が  
前年度比で2.5%以上増加  
⇒ **30%税額控除\***

or

雇用者全体の給与等支給額が  
前年度比で1.5%以上増加  
⇒ **15%税額控除\***



### 追加要件

教育訓練費が  
前年度比で10%以上増加  
⇒ **+10%税額控除\***

中小企業向けの  
詳細情報はこちら



# 今回の要旨

01

『令和4年度税制改正のポイント』  
所得拡大促進税制が賃上げ促進税制に！

02

令和3年度以前の税制活用について  
(令和4年3月31日以前に事業を開始)

03

人材確保等促進税制について

# 中小企業向け賃上げ促進税制の概要

『令和4年度税制改正のポイント』  
所得拡大促進税制が賃上げ促進税制に！

- 中小企業者等が前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。
- 令和4年度税制改正により、**令和4年4月1日以降**に開始される事業年度（個人事業主については令和5年以降）が対象となります。

## 1. 適用期間

令和4年度税制改正 賃上げ促進税制について

令和4年4月1日～令和6年3月31日までの期間内に開始する事業年度が対象  
個人事業主については、令和5年、令和6年の各年が対象

青色申告者  
限定の制度

## 2. 制度概要

適用要件

税額控除

雇用者給与等支給額が前年度と比べて <b>1.5%</b> 以上増加	➡	控除対象雇用者給与等支給増加額の <b>15%</b> を 法人税額又は所得税額から控除
雇用者給与等支給額が前年度と比べて <b>2.5%</b> 以上増加	➡	税額控除率を <b>15%</b> 上乘せ
教育訓練費の額が前年度と比べて <b>10%</b> 以上増加	➡	税額控除率を <b>10%</b> 上乘せ

※) 控除対象雇用者給与等支給増加額の上限：調整雇用者給与等支給増加額が上限となります。

※) 税額控除額の上限：法人税額又は所得税額の20%（通常・上乘せ共通）が上限となります。

# 令和4年度の税制改正ポイント

『令和4年度税制改正のポイント』  
所得拡大促進税制が賃上げ促進税制に！

- 所得拡大促進税制 から **賃上げ促進税制** に名称変更
- 税額控除がプラスオンされる **上乘せ要件** を簡素化し、控除率を引き上げ (**控除率は最大40%**)
- 教育訓練費増加要件に関する明細書の **添付義務** を **保存義務** へ変更
- **経営力向上要件を廃止**

	適用期間	適用要件				最大控除率
		通常要件	控除率	上乘せ要件	控除率	
旧制度	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日 (個人事業主は令和4年)	雇用者給与等支給額が前年度 と比べ1.5%以上増加	15%	雇用者給与等支給額が前年度 と比べ2.5%以上増加し、以下 ①・②のいずれかを満たすこと  ① 教育訓練費の額が前年度と比べ て10%以上増加していること  ② 【経営力向上要件】適用年度の 終了の日までに中小企業経営強 化法に基づく経営力向上計画の 認定を受け、当計画に基づき経 営力の向上が、確実に行われた とする証明がされていること	10%	25%
新制度	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日 (個人事業主は令和5年、 令和6年の各年)	雇用者給与等支給額が前年度 と比べ1.5%以上増加	15%	雇用者給与等支給額が前年度 と比べ2.5%以上増加  教育訓練費の額が前年度 と比べ10%以上増加	15%  10%	合計 25%  40%

## 適用要件（通常の場合）

**通常要件**：雇用者給与等支給額が前事業年度と比べて1.5%以上増加していること

上記の**通常要件**を満たした場合、法人税額もしくは所得税額より、以下の税額控除が行われます。

**控除対象雇用者給与等支給増加額** の **15%** を税額控除

例	事業年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	雇用者給与等支給額	8,000万円	8,160万円	8,200万円
	増減割合	—	+2%	+0.5%
	<b>通常要件</b> の適用可否	—	○	×
	控除対象雇用者給与等支給増加額	—	160万円	—
	税額控除額	—	24万円	—

15%控除

※) 上記の例では、令和4年度は要件を満たしますが、令和5年度は要件を満たさないため税額控除の適用は出来ません。

## 適用要件（上乗せ措置を利用する場合）

**上乗せ要件①**：雇用者給与等支給額が前事業年度と比べて2.5%以上増加していること

上記の**上乗せ要件①**を満たした場合、**通常要件**を満たした場合の控除率（15%）に加え、さらに以下の税額控除が加算されます。

**控除対象雇用者給与等支給増加額** の **15%** を税額控除

例	事業年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	雇用者給与等支給額	8,000万円	8,400万円	8,500万円
	増減割合	—	+5%	+1.2%
	<b>通常要件</b> の適用可否	—	○	×
	<b>上乗せ要件①</b> の適用可否	—	○	×
	控除対象雇用者給与等支給増加額	—	400万円	—
	税額控除額	—	120万円	—

30%控除

※）上記の例では、令和4年度は要件を満たしますが、令和5年度は要件を満たさないため税額控除の適用は出来ません。

## 適用要件（上乗せ措置を利用する場合）

**上乗せ要件②**：教育訓練費の額が前事業年度と比べて10%以上増加していること

上記の**上乗せ要件②**を満たした場合、**通常要件**を満たした場合の控除率（15%）に加え、さらに以下の税額控除が加算されます。

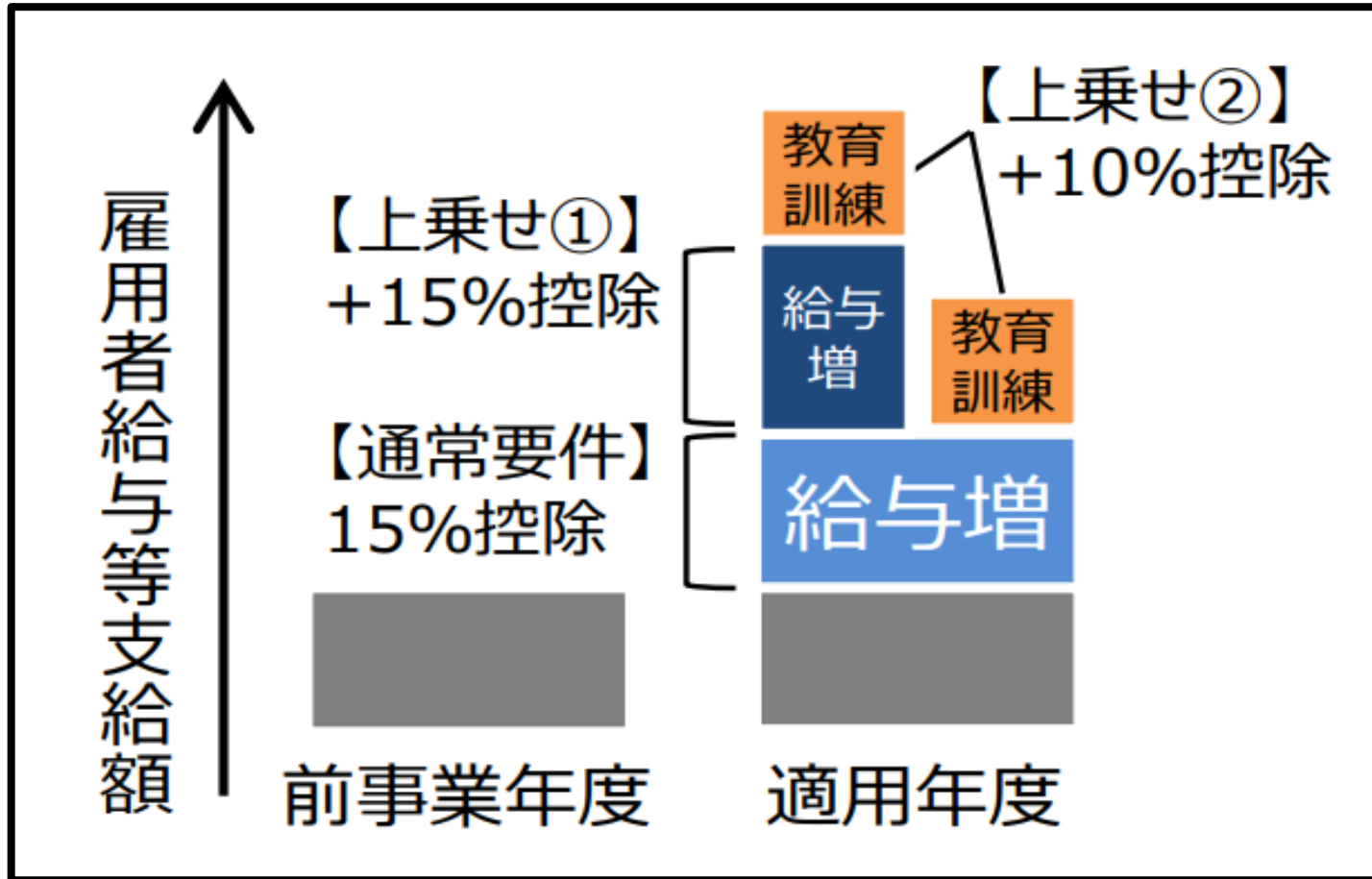
**控除対象雇用者給与等支給増加額** の **10%** を税額控除

例	事業年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	雇用者給与等支給額	8,000万円	8,160万円	8,445万円
	（雇用者給与等支給額の）増減割合	—	+2%	+3.5%
	<b>通常要件</b> の適用可否	—	○	○
	<b>上乗せ要件①</b> の適用可否	—	×	○
	教育訓練費	200万円	220万円	330万円
	（教育訓練費の）増減割合	—	+10%	+50%
	<b>上乗せ要件②</b> の適用可否	—	○	○
	控除対象雇用者給与等支給増加額	—	160万円	285万円
	税額控除額	—	40万円	114万円

25%控除
40%控除

# 最大控除率 40%が適用されるイメージ

通常要件 控除率15% + 上乗せ要件① 控除率15% + 上乗せ要件② 控除率10% = 合計 控除率40%



- ※) 控除対象雇用者給与等支給増加額の上限：調整雇用者給与等支給増加額が上限となります。
- ※) 税額控除額の上限：法人税額又は所得税額の20%（通常・上乗せ共通）が上限となります。



## <参考>

### 適用対象者

中小企業者等

### 適用期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの期間内に開始する各事業年度  
(個人事業主については、令和5年から令和6年までの各年)

### 適用手続

本制度の適用を受けるためには、法人税（個人事業主の場合は所得税）の申告の際に、確定申告書等に、適用額明細書並びに税額控除の対象となる控除対象雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。また、教育訓練費要件の上乗せ措置を利用する場合は、教育訓練費の明細を記載した書類の保存義務があります。

条文

租税特別措置法第10条の5の4（給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除）【所得税】  
第42条の12の5（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）【法人税】

### 問い合わせ先

○中小企業税制サポートセンター

(電話：03-6281-9821) (平日9:30-12:00、13:00-17:00)

本税制の適用にあたってのご質問は、税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。

## (中小企業者等)

青色申告書を提出する者のうち、以下に該当するものを指します。

(1) 以下のいずれかに該当する法人

(ただし、前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は本税制適用の対象外)

① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、以下の法人は対象外

・ 同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等を行い、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人

・ 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

② 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

(2) 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主

(3) 協同組合等（中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等※）

※協同組合等に含まれる組合は、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会です。

## (給与等)

俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与(所得税法第28条第1項に規定する給与等)をいいます。したがって、例えば、所得税法第9条（非課税所得）の規定により非課税とされる給与所得者に対する通勤手当等についても、原則的には、本制度における「給与等」に含まれることとなります。ただし、賃金台帳に記載された支給額のみを対象に、所得税法上課税されない通勤手当等の額を含めずに計算する等、合理的な方法により継続して国内雇用者に対する給与等の支給額の計算をすることも認められます。なお、退職金など、給与所得とされないものについては、原則として給与等に含まれません。

## (雇用者給与等支給額)

適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される全ての国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額（以下「雇用安定助成金額」といいます。）を除きます。）がある場合には、当該金額を控除します。

## (比較雇用者給与等支給額)

前事業年度における雇用者給与等支給額をいいます。

## (国内雇用者)

法人又は個人事業主の使用人のうちその法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者を指します。パート、アルバイト、日雇い労働者も含まれますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特典関係者、個人事業主の特典関係者は含まれません。

## (役員)

法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人を指します。さらにそれら以外の者で、例えば、①取締役若しくは理事となっていない総裁、副総裁、会長、副会長、理事長、副理事長、組合長等、②合名会社、合資会社及び合同会社の業務執行社員、③人格のない社団等の代表者若しくは管理人、又は④法定役員ではないが、法人が定款等において役員として定めている者のほか、⑤相談役、顧問などで、その法人内における地位、職務等からみて他の役員と同様に実質的に法人の経営に従事していると認められるものも含まれます。

## (特殊関係者)

法人の役員又は個人事業主の親族などを指します。親族の範囲は6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族までが該当します。また、当該役員又は個人事業主と婚姻関係と同様の事情にある者、当該役員又は個人事業主から生計の支援を受けている者等も特殊関係者に含まれます。

## (給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額)

詳しくは、次のページで解説しています。

## (雇用安定助成金額)

雇用安定助成金額（本ガイドブックでは「国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額」をいいます。）には、以下のものが該当します。

① 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金又は緊急雇用安定助成金の額

② ①に上乗せして支給される助成金の額その他の①に準じて地方公共団体から支給される助成金の額

## (控除対象雇用者給与等支給増加額)

適用年度の「雇用者給与等支給額」から前事業年度の「比較雇用者給与等支給額」を控除した金額をいいます。ただし、調整雇用者給与等支給増加額を上限とします。

なお、雇用者給与等支給額（及び比較雇用者給与等支給額）に給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を除きます。）がある場合には、当該金額を控除して計算を行います。

## (調整雇用者給与等支給増加額)

適用年度の雇用安定助成金額を控除した「雇用者給与等支給額」から、前事業年度の雇用安定助成金額を控除した「比較雇用者給与等支給額」を控除した金額をいいます。

## (教育訓練費)

所得の金額の計算上損金の額に算入される、国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用（外部講師謝金等、外部施設使用料等）、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費等）、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費等）などをいいます。

### (給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額)

この「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」には、以下のものが該当します。

- ① その補助金、助成金、給付金又は負担金その他これらに準ずるもの（以下「補助金等」といいます。）の要綱、要領又は契約において、その補助金等の交付の趣旨又は目的がその交付を受ける法人の給与等の支給額に係る負担を軽減させることが明らかにされている場合のその補助金等の交付額

<該当する補助金等の例>

業務改善助成金

- ② ①以外の補助金等の交付額で、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に係る反対給付としての交付額に該当しないもののうち、その算定方法が給与等の支給実績又は支給単価（雇用契約において時間、日、月、年ごとにあらかじめ定められている給与等の支給額をいいます。）を基礎として定められているもの

<該当する補助金等の例>

雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金、産業雇用安定助成金、労働移動支援助成金（早期雇い入れコース）、キャリアアップ助成金（正社員化コース）、特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

- ③ ①及び②以外の補助金等の交付額で、法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人（以下「出向者」といいます。）に対する給与を出向元法人（出向者を出向させている法人をいいます。以下同じです。）が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人（出向元法人から出向者の出向を受けている法人をいいます。以下同じです。）から支払を受けた出向先法人の負担すべき給与に相当する金額

## <参考>

### (1) 中小企業庁HP (中小企業向け賃上げ促進税制)

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>



### (2) 中小企業向け賃上げ促進税制 ご利用ガイドブック

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai/chinnagesokushin04gudebook.pdf>



### (3) 中小企業向け賃上げ促進税制 よくあるご質問Q&A

[chinnagesokushin04qa.pdf \(meti.go.jp\)](chinnagesokushin04qa.pdf)



### (4) パンフレット (令和4年度版 中小企業税制)

[https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/pamphlet/zeisei\\_r4.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/pamphlet/zeisei_r4.pdf)



# 中小企業向け所得拡大促進税制

## ～令和3年度税制改正～

### 【適用期間】

令和3年4月1日～令和4年3月31日まで  
の期間内に開始した事業年度が対象

# 令和3年度分に適用される税制について

令和3年度以前の税制活用について  
(令和4年3月31日以前に事業を開始)

- 令和3年4月1日～令和4年3月31日の期間に事業を開始している場合については、**令和3年度税制改正**の**所得拡大促進税制**が適用されます。

令和3年度税制改正 所得拡大促進税制について

## 1. 適用期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日までの期間内に開始した事業年度が対象  
個人事業主については、令和4年が対象

青色申告者  
限定の制度

## 2. 制度概要

適用要件

税額控除

雇用者給与等支給額が前年度と比べて <b>1.5%</b> 以上増加	控除対象雇用者給与等支給増加額の <b>15%</b> を 法人税額又は所得税額から控除
雇用者給与等支給額が前年度と比べて <b>2.5%</b> 以上増加、かつ次の①②のいずれかを満たすこと	
① <b>教育訓練費</b> の額が前年度と比べて <b>10%</b> 以上増加	税額控除率を <b>10%</b> 上乘せ
② 適用年度の終了の日までに中小企業経営強化法に基づく <b>経営力向上計画の認定</b> を受け、当計画に基づき経営力の 向上が、確実に行われたとする <b>証明</b> がされていること	

※) 控除対象雇用者給与等支給増加額の上限：調整雇用者給与等支給増加額が上限となります。

※) 税額控除額の上限：法人税額又は所得税額の20%（通常・上乘せ共通）が上限となります。

上乗せ措置の適用の要件である**②経営力向上要件**についての概略をお示します。  
なお、上乗せ措置の適用を受けるには、  
『雇用者給与等支給額が前年度に比べて、  
**2.5%**以上増加』することが前提となります



## 手続き全体の流れ

### 経営力向上計画とは

経営力向上計画とは、中小企業等経営強化法に基づき、事業者が、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画です。

認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。また、計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることができます。

これから経営力向上計画の作成・申請を検討される方は、次のページ以降のこの税制に関する手続きとあわせて、以下の中小企業庁ホームページをご確認ください。

[中小企業庁:経営サポート「経営強化法による支援」\(meti.go.jp\)](https://www.meti.go.jp)



適用年度終了後、経営力向上が行われたことに関する報告書（経営力向上報告書）を作成し経済産業省に提出します。この経営力向上報告書の中で、**指標に係る数値**により経営力向上が確認出来ることが要件となります。

→ **指標に係る数値**については、下記リンクの P14 及び P19 (2) をご確認ください

リンク：[syotokukakudai03guidebook.pdf \(meti.go.jp\)](https://www.meti.go.jp/press/2023/03/23/230323_01.pdf) (中小企業向け所得拡大促進税制ご利用ガイドブック)



税務申告書に、**①認定に係る経営力向上計画の申請書**（変更の認定を受けている場合は変更後のものを含む）**の写し**、**②経営力向上計画の認定書**（変更の認定を受けている場合は変更後のものを含む）**の写し**、**③経営力向上報告書** を添付します。

# 人材確保等促進税制

## ～令和3年度税制改正～

### 【適用期間】

令和3年4月1日～令和4年3月31日まで  
の期間内に開始した事業年度が対象



# 人材確保等促進税制の概要

- 新卒・中途採用による外部人材の獲得や人材育成への投資を積極的に行う企業に対し、**新規雇用者給与等支給額**の一定割合を**法人税額又は所得税額から控除**する制度です。

## 1. 適用期間

令和3年度税制改正 人材確保促進税制について

令和3年4月1日～令和4年3月31日までの期間内に開始した事業年度が対象

青色申告者  
限定の制度

## 2. 制度概要

適用要件

税額控除

<p><b>新規雇用者給与等支給額</b>が前年度と比べて <b>2%以上増加</b></p>	➡	<p><b>控除対象新規雇用者給与等支給額</b>の<b>15%</b>を 法人税額又は所得税額から控除</p>
<p><b>教育訓練費</b>の額が前年度と比べて <b>20%以上増加</b></p>	➡	<p>税額控除率を<b>5%上乗せ</b></p>

※) 税額控除額の上限：法人税額又は所得税額の20%（通常・上乗せ共通）が上限となります。

### 用語の定義

- **新規雇用者給与等支給額**  
国内新規雇用者のうち雇用保険の一般被保険者に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいいます。
- **教育訓練費の額**  
国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。
- **控除対象新規雇用者給与等支給額**  
適用年度において、国内新規雇用者に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいいます。  
新規雇用者給与等支給額との違いは、国内新規雇用者を雇用保険の一般被保険者に限らない点及び雇用安定助成金額を控除する点です。

## ● 所得拡大促進税制

会社全体としての給与・雇用の維持、拡大をサポートする税制

→ 個々人の昇給ではなく、会社全体の給与・賞与を増やすこと

## ● 人材確保等促進税制

新規雇用者（中途採用含む）の採用拡大をサポートする税制

→ 新規雇用者の賃金を増やすこと

※) 所得拡大促進税制と人材確保等促進税制の併用は不可です。どちらか一方のみの選択適用となります。

雇用者給与等支給額が  
前年度比で1.5%以上増えている

yes



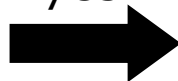
所得拡大促進税制が適用できる

no



所得拡大促進税制は適用できない。  
一方で、新規雇用者給与等支給額が  
前年度比で2%以上増えている

yes



人材確保等促進税制が適用できる



# 『インボイス制度』について



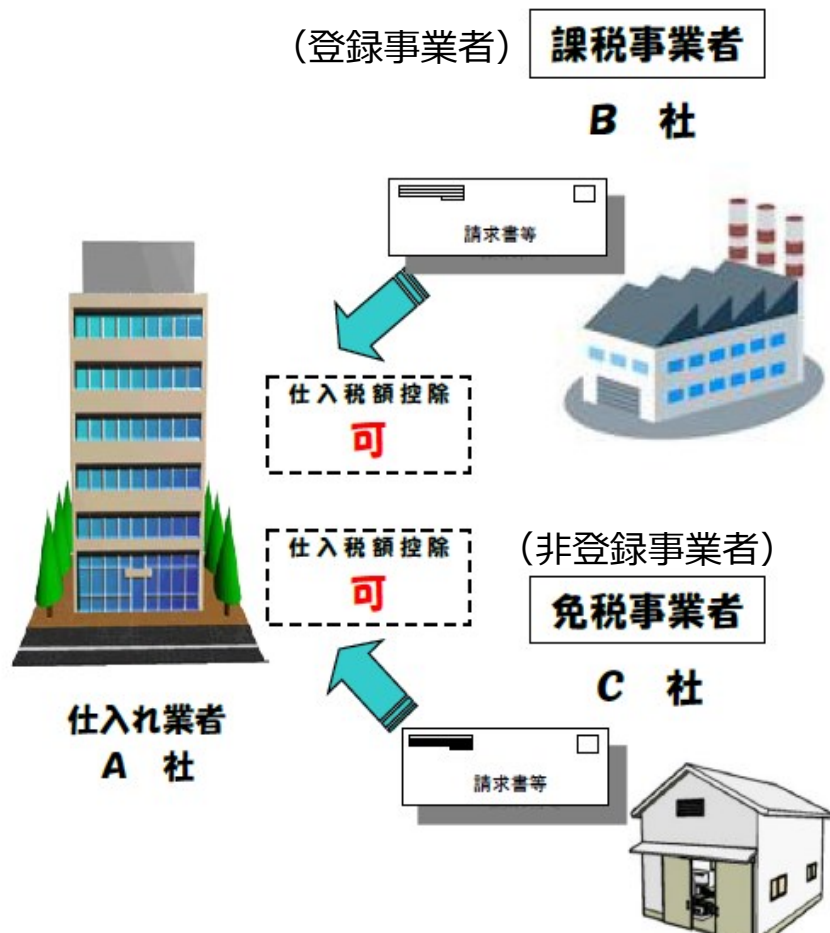
令和5年10月1日より  
消費税の仕入税額控除の方式として  
インボイス制度が開始します



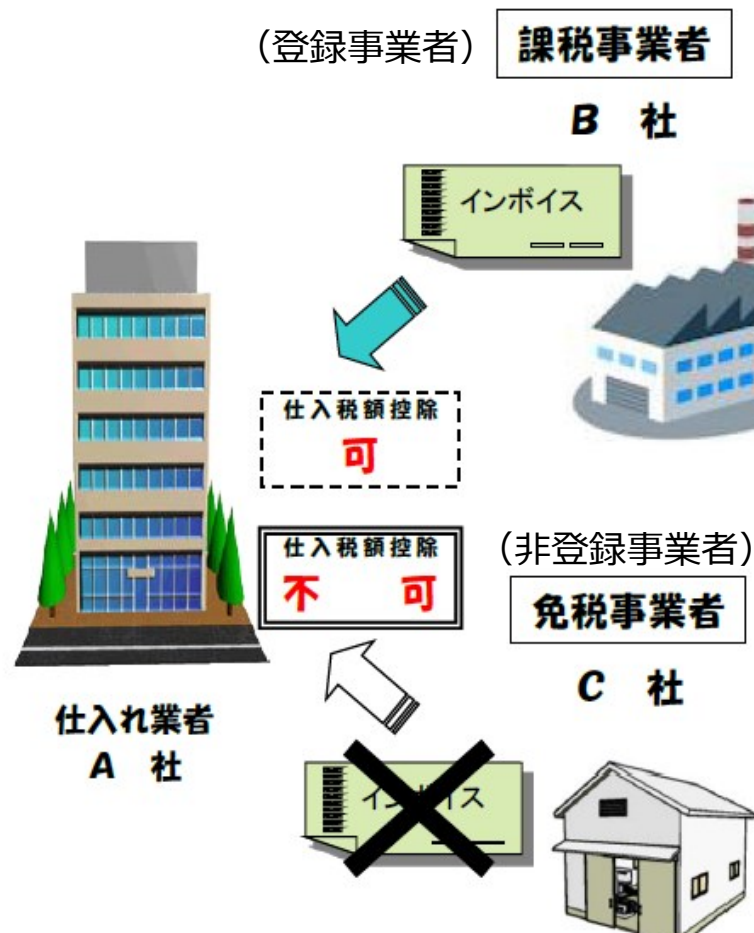
# インボイス制度（概要）

- 現行制度においては、免税事業者からの仕入れについても仕入税額控除可。
- インボイス制度実施後は、インボイスを発行できない免税事業者（非登録事業者）からの仕入れは、インボイスの保存ができないため、仕入税額控除ができない。

## 現行制度



## インボイス制度導入後



# 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

- 令和5年10月1日より、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始

## ■ 適格請求書（インボイス）とは

- 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるもの。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータを指す。
- 適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「**適格請求書（インボイス）発行事業者**」に限られる。

## ■ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは

- 複数税率に対応したものとして開始される、仕入税額控除の方式。
- 消費税仕入控除の要件として、「インボイス発行事業者」が交付する「インボイス」等の保存が必要となる。

売り手	買い手
売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければならない（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要がある）。	買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイス（※）の保存等が必要となる。  ※買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることも可能

## ■ 制度開始

令和5年10月1日～（事前登録：令和3年10月1日～）

（資料）国税庁パンフレット「適格請求書等保存方式の概要－インボイス制度の理解のために－」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

# インボイス発行事業者の登録

## ■ インボイス発行事業者の登録を受けるには

- インボイス発行事業者の登録手続きが必要
- **登録は課税事業者が受けることができる。**登録を受けなければ適格請求書の交付は出来ない。
  - ※ 発行事業者は基準期間の課税売上高が1000万円以下となった場合であっても、免税事業者にならず消費税の申告義務が生じます。
  - ※ 登録を受けるかどうかは事業者の任意です。
  - ※ 免税事業者の登録申請手続きは特例が設定されています。
- 税務署による審査を経て、登録された場合は、登録番号などの通知及び公表が行われる。

## ■ 登録申請のスケジュール

登録申請開始：令和3年10月1日～

- ※ 制度開始（令和5年10月1日）から登録を受けるためには、原則として **令和5年3月31日** までに登録申請を行う必要があります。

事業者の方へ

消費税の 令和3年10月1日

**インボイス制度  
登録申請受付開始!!**

令和5年10月1日からインボイス制度が導入されます。  
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です!

登録申請手続は、**e-Tax**  
をご利用ください!!

税

- ✓ [e-Taxソフト(WEB版)]、[e-Taxソフト(SP版)]をご利用  
いただくと質問に回答していくことで申請が可能
- ✓ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領  
が可能

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。  
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、  
国税庁ホームページ (https://www.nta.go.jp) の「インボイス制度特設サイト」  
をご覧ください。

インボイス制度に関する一般的なご相談は、  
軽減・インボイスコールセンターで受け付けて  
おります。  
【専用ダイヤル】0120-205-553 (無料)  
【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)

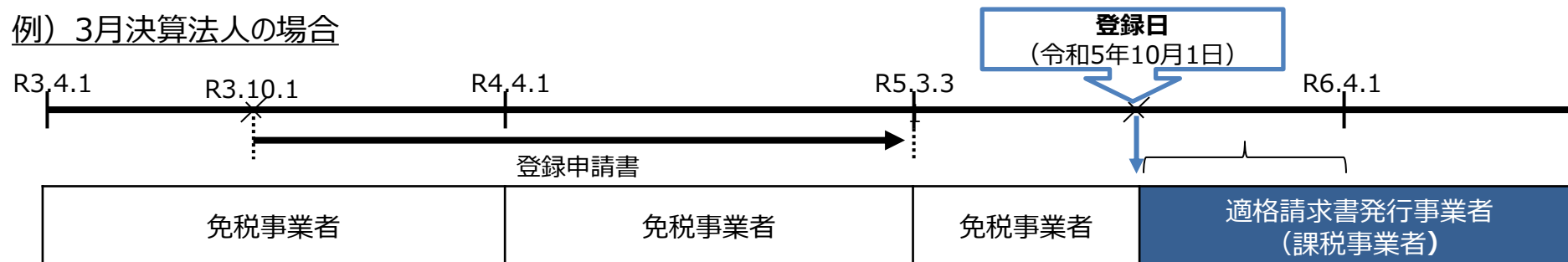
# 免税事業者の制度対応

- インボイス発行事業者は課税事業者でなければ登録を受けることが出来ない。
- 免税事業者の制度対応については、経過措置が設定されている。

## ■ 免税事業者の登録

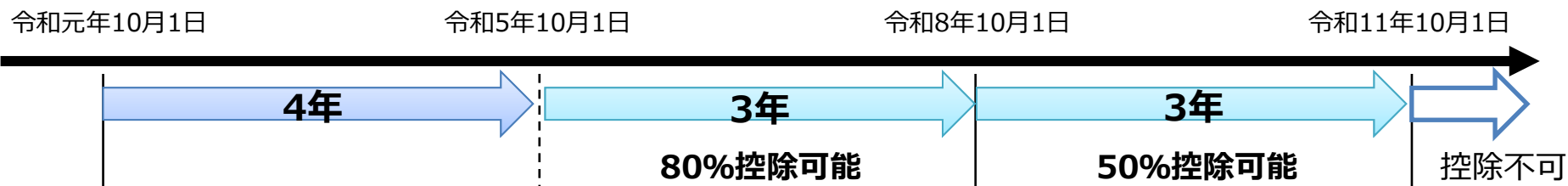
- 令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者になることが可能（経過措置）。※以降の登録の場合には、別途「消費税課税事業者選択届出書」の提出等が必要。

例) 3月決算法人の場合



## ■ 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置

- 制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入れ税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられている。



# お問い合わせ先

## ○軽減・インボイスコールセンター（消費税軽減税率・インボイス制度相談センター）

フリーダイヤル

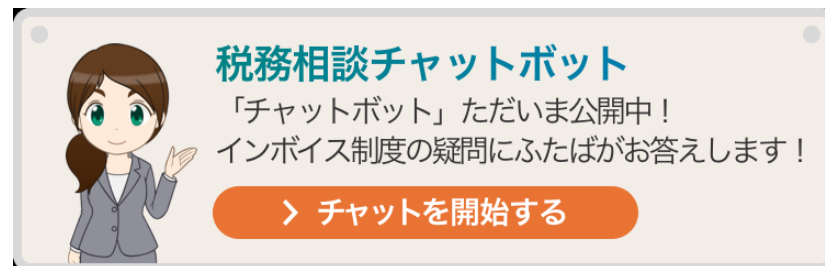
**0120-205-553**（無料）

9：00～17：00（土日祝除く）

※ コールセンターでは一般的なご質問を受け付けております。個別相談を希望される場合には、音声ガイダンスに従って、所轄の税務署への電話により、面接日時等をご予約いただくようお願いいたします。

## ○税務相談チャットボット（インボイス制度）

ご質問内容をメニューから選択するか、文字で入力いただくと、AI（人工知能）を活用して、「税務職員ふたば」が自動でお答えします。



[https://www.chat.nta.go.jp/invoice/app?utm\\_source=ntahome\\_invoice](https://www.chat.nta.go.jp/invoice/app?utm_source=ntahome_invoice)

---

## インボイス制度の特設ページが開設されています。

制度の詳細は、



で検索してください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>



(付録2)

# 『中小企業活性化協議会』について

令和4年10月 - 11月

近畿経済産業局 中小企業課

# 中小企業活性化協議会の全体像

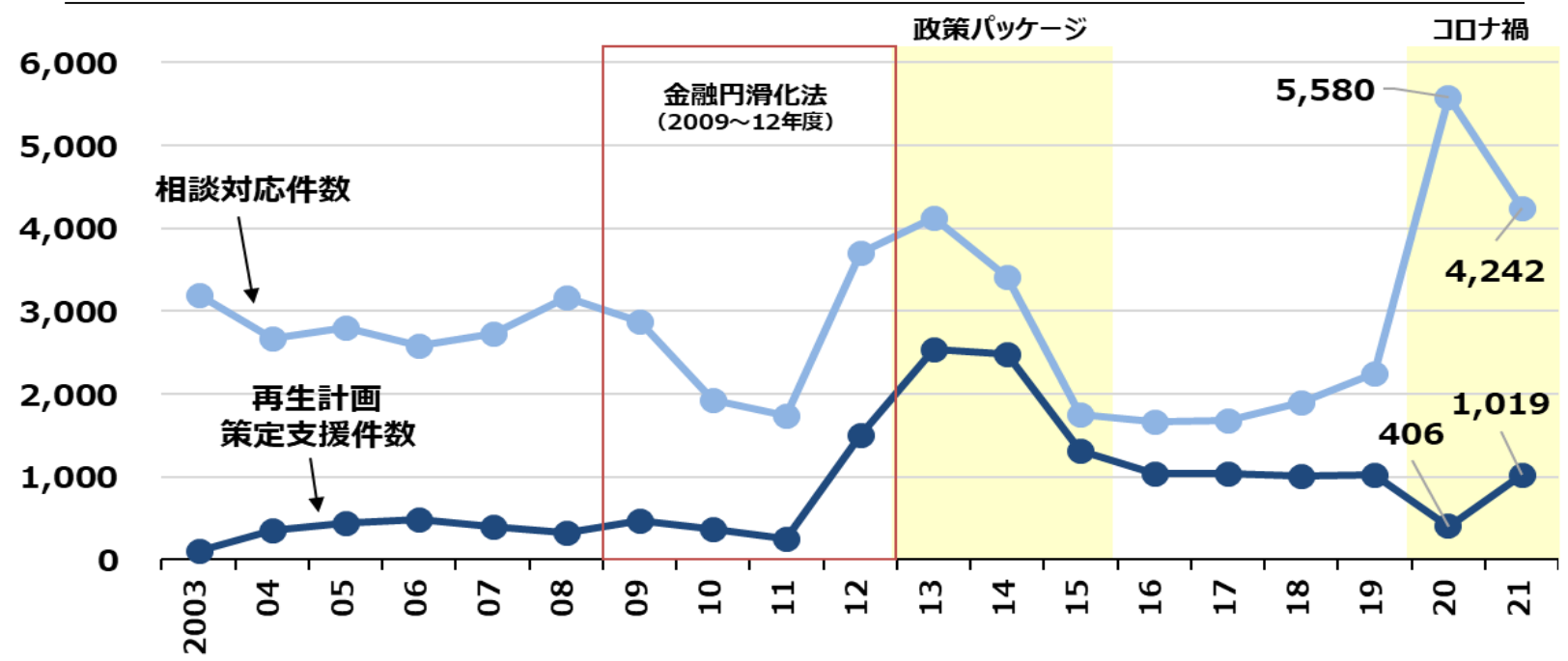
- 中小企業活性化協議会は、「地域全体での収益力改善、経営改善、事業再生、再チャレンジの最大化」を追求するため、「中小企業の駆け込み寺」として、幅広く中小企業者の相談に対応。



# 中小企業活性化協議会の支援実績

- 中小企業活性化協議会(※)は、これまでに**5.4万件の相談対応**、**1.6万件の再生計画策定支援**を実施。再生計画の内容としては、平時では、債権放棄等を含む抜本的な再生計画が2割程度。
- コロナ禍の2年間では**平時を上回る9,822件の相談に対応し**、**4,351件の特例リスケジュール支援**を実施。他方、コロナ禍の先行きが見通せないこともあり、2020年度は本格的な再生計画の策定は406件にとどまっていたが、2021年度は1,019件と増加している状況。

中小企業活性化協議会(※)の支援実績



※中小企業再生支援協議会は2022年4月1日より中小企業活性化協議会として再編。(上記実績は中小企業再生支援協議会における支援実績)

## (参考) 近畿管内の中小企業活性化協議会

府県名	連絡先（実施機関）
福井県	福井商工会議所 <0776-33-8293> <a href="https://www.fcci.or.jp/saisei/saisei.htm">https://www.fcci.or.jp/saisei/saisei.htm</a>
滋賀県	大津商工会議所（コラボしが21） <077-511-1529> <a href="http://www.ex.biwa.ne.jp/~saisei/">http://www.ex.biwa.ne.jp/~saisei/</a>
京都府	京都商工会議所（京都経済センター） <075-353-7330> <a href="https://www.kyo.or.jp/kyoto/management/saisei.html">https://www.kyo.or.jp/kyoto/management/saisei.html</a>
大阪府	大阪商工会議所 <06-6944-5343> <a href="https://www.osaka.cci.or.jp/kaseika/">https://www.osaka.cci.or.jp/kaseika/</a>
兵庫県	神戸商工会議所 <078-303-5852> <a href="https://rev.kobe-cci.or.jp/">https://rev.kobe-cci.or.jp/</a>
奈良県	奈良商工会議所 <0742-26-6251> <a href="https://www.nara-cci.or.jp/saisei/">https://www.nara-cci.or.jp/saisei/</a>
和歌山県	和歌山商工会議所 <073-402-7788> <a href="https://www.wakayama-cci.or.jp/wakayama/business/kigyousaisei/">https://www.wakayama-cci.or.jp/wakayama/business/kigyousaisei/</a>

(付録3)

# 『事業承継・引継ぎ支援センター』について

令和4年10月 - 11月

近畿経済産業局 中小企業課

# 事業承継・引継ぎ支援センター

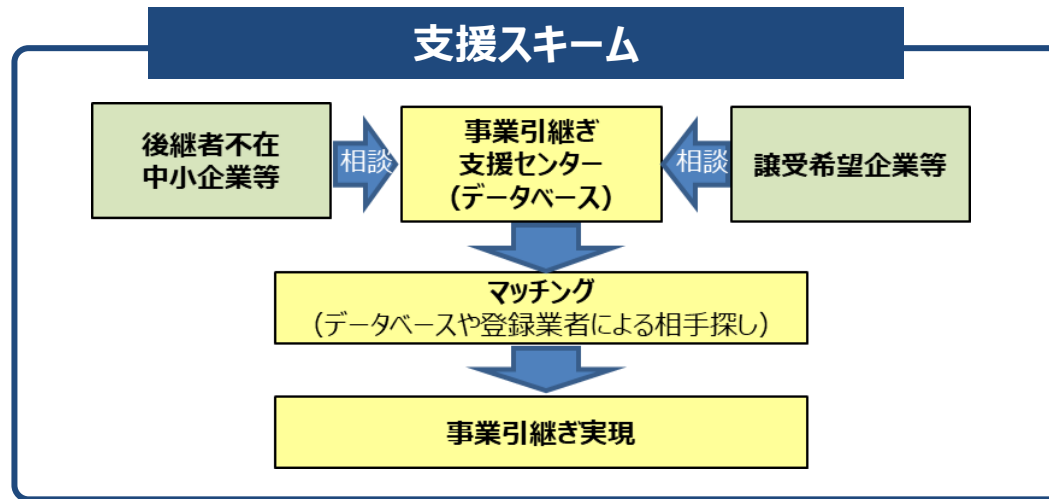
- **全国47都道府県に設置する公的相談窓口**として、中小企業の**事業承継**に関するあらゆる相談に対応します。

## (1) 親族内承継支援

親族等に円滑に承継できるよう、事業承継計画策定等を支援

## (2) 第三者承継支援

後継者が不在の場合など、相談から、譲受企業の紹介、成約に至るまで、第三者への事業引継ぎを支援



## (3) 経営者保証に関する支援

事業承継の障害となる経営者保証解除に向けて支援

## よくあるご相談

- ✓ そもそも何から始めたらいいのかわからない
- ✓ 会社の株式をどう後継者へ渡せばいいのかわからない
- ✓ 後継者がいないが、どうしたらいいのかわからない
- ✓ M&Aの相手を探してほしい

センターまで  
気軽にご相談を！！

【近畿管内】事業承継・引継ぎ支援センター	電話番号
福井商工会議所	0776-33-8279
大津商工会議所	077-511-1505
京都商工会議所	075-353-7120
大阪商工会議所	06-6944-6257
神戸商工会議所	078-303-2299
奈良商工会議所	0742-93-8815
和歌山商工会議所	073-499-5221

(付録4)



# 『よろず支援拠点』について

令和4年10月 - 11月

近畿経済産業局 中小企業課

# よるず支援拠点とは・・・

- 経営上の様々なお悩みに対応するため、国が47都道府県に設置する**無料の経営相談所**です。
- **売上拡大**や**経営改善**、**事業承継**、**人材育成**などのあらゆる経営課題の解決に向けて、多様な分野の専門家が一步踏み込んだ専門的な提案を行います。

## 01 あらゆる経営課題への対応

中小企業・小規模事業者の皆様が直面する様々な経営課題の相談に応じます。  
ex.) 売上拡大、経営改善、事業承継、生産性向上、IT活用、資金繰り、創業など

## 02 専門性の高い経営アドバイス

経営、金融、マーケティングなど、多様な分野の専門家や企業経営の経験者が在籍しています。  
それぞれの経営課題に応じて適切な人選を行い、高度な経営アドバイスを提供します。

## 03 相談から実行までフォローする寄り添い支援

解決策を提案して終わりではなく、継続的にフォローしながら実行を支援いたします。  
課題解決後に新たな課題や目標が見えてくれば、引き続き、その解決に向けた支援を行います。

## 04 他の支援機関との連携による支援

地域の他の中小企業支援機関等とも連携し、相談内容や経営課題に応じた適切な支援体制をコーディネートいたします。



**よろず支援拠点**は相談者が直面するあらゆる種類の経営課題に対応いたします。

### 中小企業・小規模事業者が直面する様々な経営課題

売上拡大

販路開拓

経営改善

事業承継

生産性向上

商品・サービス開発

研究開発

人材確保

人材育成

IT活用

資金繰り改善

制度活用（補助金など）

創業

産学連携

マーケティング

事業計画

知的財産

など

『売り上げを伸ばしたい』・『生産性を向上させたい』・『事業を承継したい』など、経営者の悩みは様々です。そのようなとき、**何から手をつけ、どこに相談したら良いか**、わからないという方もいらっしゃると思います。また、経営課題は企業の成長段階に応じて変化するものです。

**よろず支援拠点**では、そのような企業の置かれている状況を踏まえながら、様々な悩みや課題に応じてまいります。

## **多様なバックグラウンドを持つ専門家が課題解決に向けて支援いたします**

### 様々な分野の専門家が相談に対応

中小企業診断士、税理士、社会保険労務士などの国家資格保有者をはじめ、ITコーディネーター、ウェブデザイン技能士、フードコーディネーターなど実務に直結する資格保有者も多数在籍しています。個別の事情に応じた人選をすることで、あらゆるお悩みに対して、適格なアドバイスを提供いたします。

### 企業経営の経験者が在籍

よろず支援拠点には、企業経営の経験者も多数在籍しています。ビジネスの第一線で活躍されている方から、実績を上げてリタイアされた方まで、そのバックグラウンドは様々ですが、実務経験に裏付けられた知見とノウハウを保有しています。

～主な保有資格（例）～ ※下記に列挙する資格保有者が全員在籍するわけではありません

中小企業診断士

公認会計士

弁護士

税理士

社会保険労務士

弁理士

販売士

社会福祉士

ウェブデザイン技能士

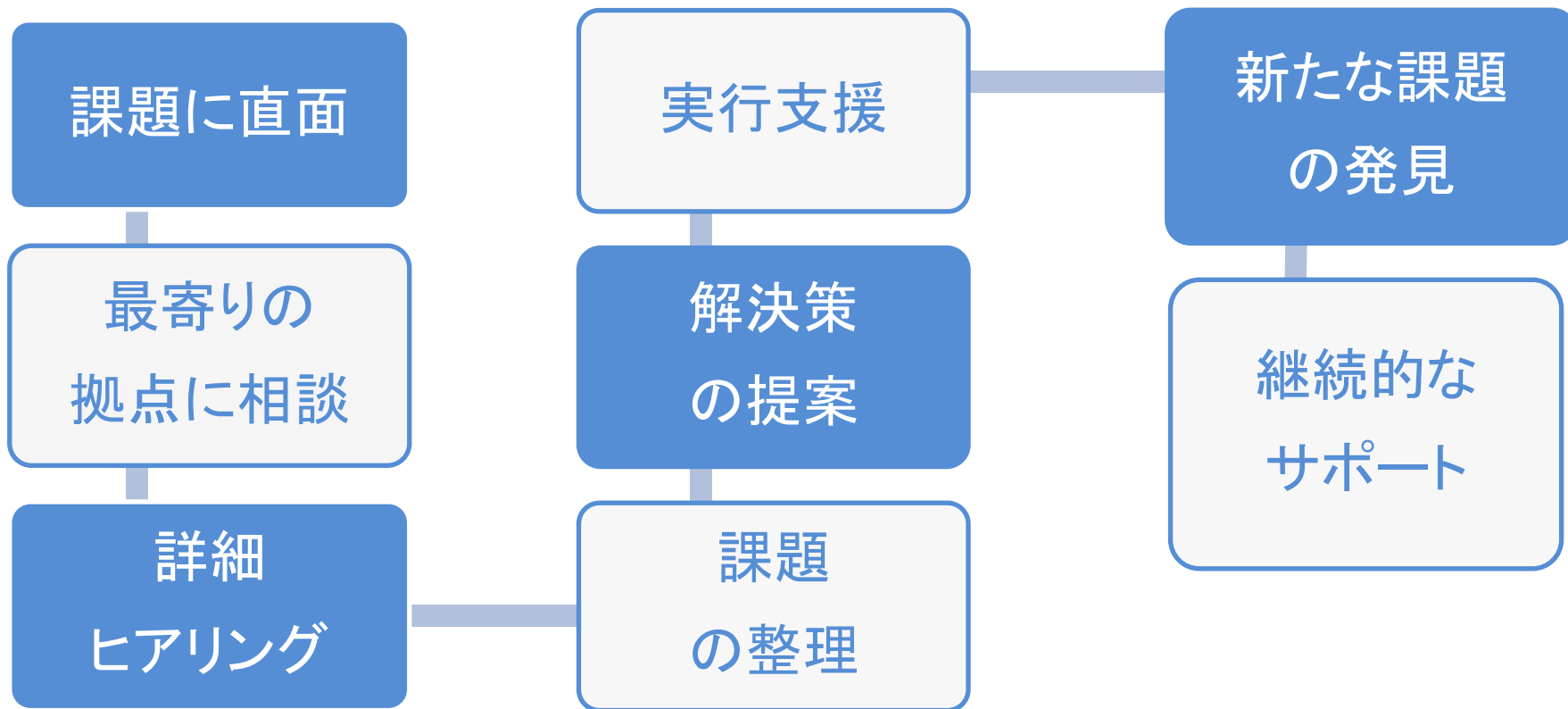
情報処理技術者

フードコーディネーター

など

課題の整理から**解決策の提案・実行**までをフォローし、相談者に寄り添いながら支援をいたします。

よろず支援拠点の専門家は、相談を受け、詳細をヒアリングしながら課題を整理し、解決策の提案と実行支援をいたします。当初の課題が解決した後も、新たな課題やより大きな目標が見つかったときは、次の提案・実行へと発展させていきます。



よろず支援拠点は中小企業・小規模事業者のためのワンストップ<sup>o</sup>  
総合支援窓口です。地域の支援機関とも連携し、様々なお悩み  
に対応いたします。

中小企業・小規模事業者

支援

よろず支援拠点

連携

支援

支援

サポート体制

中小企業庁

地方経済産業局

よろず支援拠点全国本部  
(中小企業基盤整備機構)

地域支援ネットワーク

中小企業活性化協議会

商工会

事業引継ぎ支援センター

商工会議所

認定支援機関

中小企業団体中央会

国の支援機関  
(JETRO等)

地域金融機関

都道府県等  
中小企業支援センター

# 相談対応件数、顧客満足度（～令和2年度）

相談者数は年々増加し、満足度は94%に上ります（全国累計）

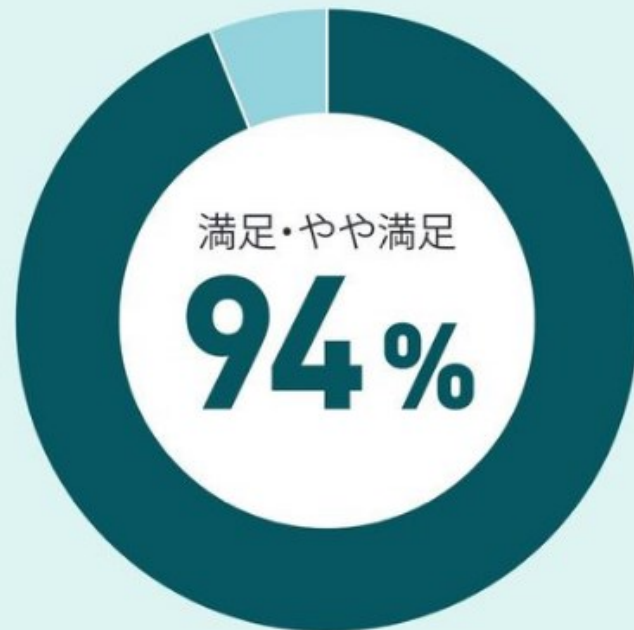
## 相談対応件数

令和2年度は約43万件、累計で160万件以上の相談に対応しています。



## 満足度

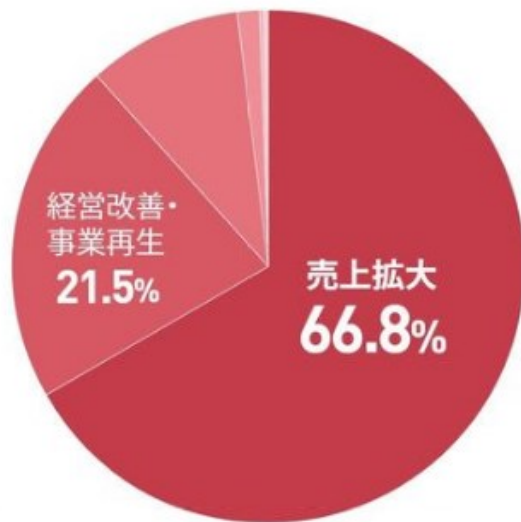
相談者の9割以上に満足していただいています。



# 相談内容、利用事業者等の内訳

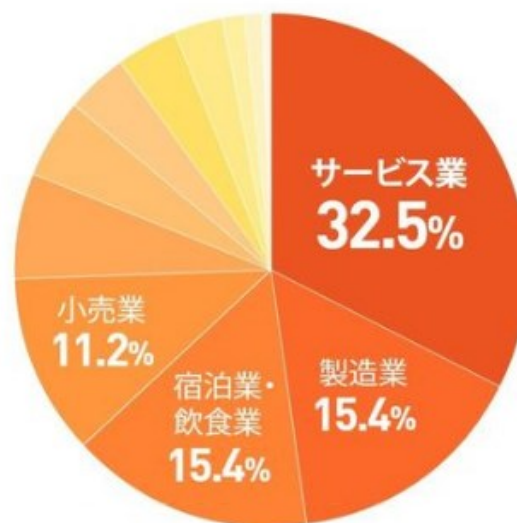
## 経営課題

売上拡大が相談内容の3分の2を占めます。



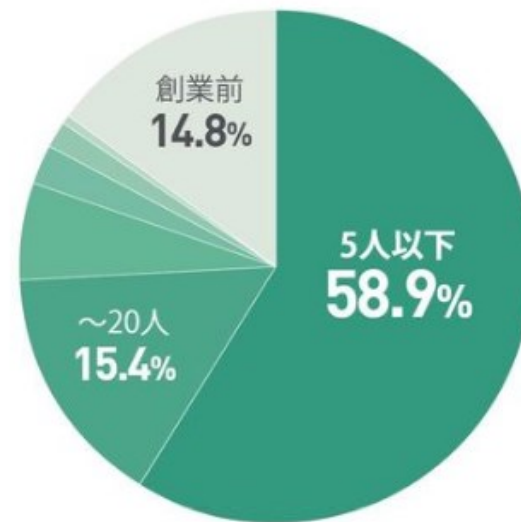
## 業種

サービス業が最も多く、そのほか、様々な業種の方が相談に訪れています。



## 事業規模(従業員数)

相談者の約6割は従業員5人以下の事業者です。



創業	9.7%	建設業	6.7%	農業・漁業・林業	3.3%	~50人	6.0%
事業承継	1.4%	その他	5.0%	運輸業	1.4%	~100人	2.5%
廃業	0.3%	医療・福祉	3.9%	情報通信業	1.1%	~300人	1.7%
再チャレンジ	0.2%	卸売業	3.8%	金融業・保険業	0.3%	300人超	0.7%

# 近畿管内のよろず支援拠点（連絡先一覧）

※）ご相談は**予約制**です。最寄りのよろず支援拠点まで電話もしくはWebサイトより**事前**にお問合せください。

拠点	実施機関	住所	電話番号	HP
福井県 よろず支援拠点	(公財) ふくい産業支援センター 事務所：ふくい産業支援センター内	〒 910-0296 坂井市丸岡町熊堂第3号7-1-16	0776-67-7402	
滋賀県 よろず支援拠点	(公財) 滋賀県産業支援プラザ 事務所：コラボしが 2 1 2 階	〒 520-0806 大津市打出浜2-1	077-511-1425	
京都府 よろず支援拠点	(公財) 京都産業 2 1 事務所：京都リサーチパーク (KRP) 京都府産業支援センター お客様相談室内	〒 600-8813 京都市下京区中堂寺南町134	075-315-1055	
大阪府 よろず支援拠点	(公財) 大阪産業局 事務所：大阪産業創造館 2 階	〒 541-0053 大阪府中央区本町1-4-5	06-4708-7045	
兵庫県 よろず支援拠点	(公財) ひょうご産業活性化センター 事務所：神戸市産業振興センター 1 階	〒 650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4	078-977-9085	
奈良県 よろず支援拠点	(公財) 奈良県地域産業振興センター 事務所：奈良県産業振興総合センター 3 階	〒 630-8031 奈良市柏木町129-1	0742-81-3840	
和歌山県 よろず支援拠点	(公財) わかやま産業振興財団 事務所：フォルテワジマ 6 階	〒 640-8033 和歌山市本町2-1	073-433-3100	

(付録5)

# 近畿経済産業局の広報活動について (Twitter、HP、メルマガ等を活用した広報)

令和4年10月 - 11月

近畿経済産業局 広報室





ツイッターアカウント  
**@meti\_Kansai**  
[https://twitter.com/meti\\_Kansai](https://twitter.com/meti_Kansai)

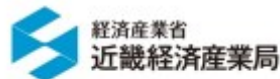


Twitter、ホームページ、メールマガジンなどで報道発表をはじめ、イベント情報や公募情報など最新情報をお届けしています。

近畿経済産業局ホームページ  
<https://www.kansai.meti.go.jp/>



メルマガ配信サービス  
<https://www.kansai.meti.go.jp/yohuhoushin.html>



〒540-8535  
 大阪市中央区大手前1-5-44大阪合同庁舎1号館2,3,5階  
 TEL 06-6966-6000 (代表) FAX 06-6966-6071

## 新たな取り組みのきっかけに

補助金・税制等  
**説明会開催!**

イベント・説明会の案内

イベント・説明会の案内

アワード募集の案内



アワード募集の案内

コミュニティの募集案内



コミュニティの募集案内

「令和4年度カーボンニュートラル関連」  
 マップを掲載しました(令和4年5月16日時点)。  
 #カーボンニュートラル #支援施策 #エネルギー

「施策マップはこちら」  
[kansai.meti.go.jp/5-1shime/guid](https://kansai.meti.go.jp/5-1shime/guid)



施策・公募情報の案内

地域連携の紹介

地域連携株式会社  
 ～こつぱはまちのエンターテイメント! 地域と一緒に  
 活躍する企業～  
[kansai.meti.go.jp/E\\_Kansai/page/](https://kansai.meti.go.jp/E_Kansai/page/)  
 #EKANSAI



先進事例の紹介

令和4年5月に実施した近畿地域の地域経済調査の  
 結果を公表しました。  
 #近畿経済 #経済動向 #地域経済調査

[kansai.meti.go.jp/1-7research/ch](https://kansai.meti.go.jp/1-7research/ch)



統計情報・レポートの紹介

(付録6)

# 地域未来投資促進法に基づく 税制支援について

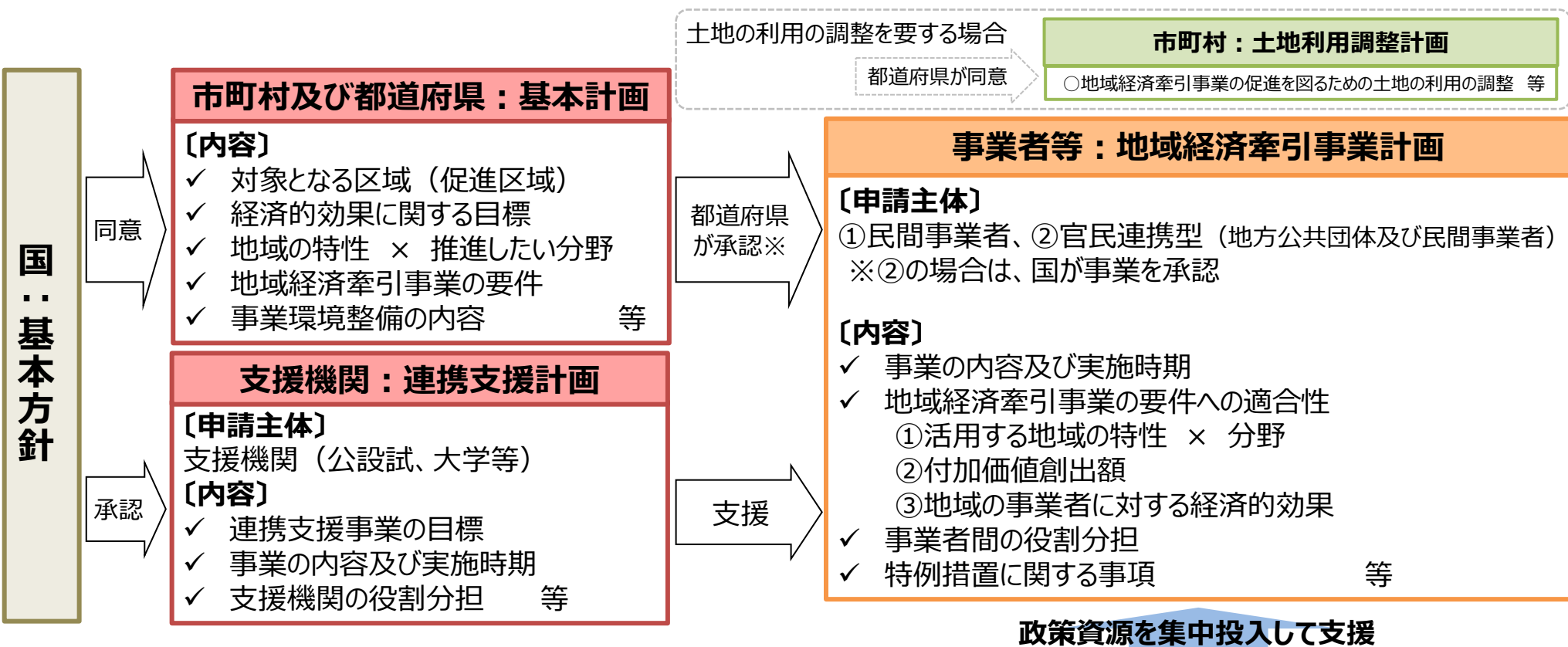
令和4年10月 - 11月  
近畿経済産業局 地域開発室

# 1. 地域未来投資促進法の概要 (地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律)

- 地域未来投資促進法は、**地域の特性を活用した事業の生み出す経済的効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するもの。**
- 基本方針に基づき、**市町村及び都道府県は基本計画を策定し、国が同意。**同意された基本計画に基づき**事業者が策定する地域経済牽引事業計画を、都道府県知事が承認**(※)。

(※) ①地域の特性を生かして、②高い付加価値を創出し、③地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす事業であることが要件となる。

- 地域経済牽引事業の支援を行う「**地域経済牽引支援機関**」による**連携支援計画**を国が承認。



①税制による支援措置、②金融による支援措置、③予算による支援措置、④規制の特例措置 等

## 2. 地域未来投資促進税制

※) 令和5年度税制改正要望において、適用期限の2年間延長を要望中（令和6年度末まで）

- 地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税等の特別償却（最大50%）又は税額控除（最大5%）を受けることができる。措置を受けるためには、都道府県による地域経済牽引事業計画の承認に加えて、国（主務大臣）による課税特例の確認が必要となる。

### STEP 1：都道府県知事による 地域経済牽引事業計画の承認

#### 都道府県・市町村が作成する基本計画への適合

##### <地域経済牽引事業の要件>

- ① 地域特性の活用
- ② 高い付加価値の創出
- ③ 地域の事業者に対する経済的効果

#### 課税の特例の内容・対象

【適用期限：令和4年度末まで】

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

- ※ 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は80億円が限度。
- ※ 特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができる。
- ※ 税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となる。

### STEP 2：国（主務大臣）による 課税特例の確認

##### <課税特例の要件>

- ① 先進性を有すること（特定非常災害で被災した区域を除く。）

具体的には、以下の通常類型又はサプライチェーン類型に該当すること

##### 【通常類型】

・労働生産性の伸び率4%以上又は投資収益率5%以上

##### 【サプライチェーン類型】

- ・海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品を製造
- ・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上 等

- ② 設備投資額が2,000万円以上
- ③ 設備投資額が前年度減価償却費の10%以上
- ④ 対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと

##### <上乗せ要件>（平成31年度以降の承認事業のみ）

- ⑤ 直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上
  - ⑥ 労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上
- ※ サプライチェーン類型の事業は上乗せ要件の対象外。

## 主務大臣の確認申請スケジュール（予定）

	第32回
主務大臣把握のための 事前締切り	11月22日（火）
確認申請書締切り	12月23日（金）
主務大臣による確認日	3月10日（金）

## 対象となり得る設備投資のタイミング（一例）

- ・「着工」は、地域経済牽引事業計画の「承認後」であることが必要
- ・「取得」は、確認書の「交付後」であることが必要



## 制度詳細について

詳しくは、経済産業省 地域未来投資促進法 HPをご覧ください。  
[https://www.meti.go.jp/policy/sme\\_chiiki/chiikimiraitoushi.html](https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html)

地域特性を生かして地域経済を牽引

地域未来投資促進法

▶ 事業者向けページへ

▶ 自治体向けページへ

▶ 法令・ガイドライン

▶ 同意基本計画一覧

▶ 承認連携支援計画一覧

▶ 承認地域経済牽引事業計画

(付録7)

# 対内直接投資規制について

令和4年10月 - 11月

近畿経済産業局 国際課

# 外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく対内直接投資等規制の概要

- 一定の業種に係る対内直接投資等について、事前届出を義務づけ（審査付事前届出）。審査の結果、国の安全を損なう等のおそれがある場合、中止の勧告等を行うことが可能。
- また、無届けや虚偽の届出をして、国の安全を損なう等のおそれがある対内直接投資等を行った外国投資家等に対し、必要な措置命令を行うことが可能。
- 2020年5月施行の改正外為法の下で、一定の基準遵守を前提に、事前届出の免除制度を創設。

## 外国投資家

### 対内直接投資等

- ① 上場企業の株式の1%以上、非上場企業の株式の取得
- ② 外国投資家の密接関係者の役員の選任への議決権行使
- ③ 事前届出対象業種の譲渡等に係る議決権行使 等

### 日本企業

- コア業種の株式の取得
- 役員の選任、事業譲渡の議決権行使

### 日本企業

- コア業種以外の株式の取得
- 上場企業のコア業種（10%未満）の株式の取得

※外国金融機関以外のケース

## 財務大臣及び経産大臣等事業所管大臣

<審査期間>

- 原則として30日
- 最大5か月まで延長可

【問題無し】

取引開始

【問題有り】

外為審

変更・中止  
勧告

【仮に応諾しなかった場合】

変更・中止  
命令

無届投資の場合

届出記載内容に違反した場合

変更・中止  
勧告、命令に違反して投資をした場合

措置命令

基準遵守の命令に違反した場合

外国投資家が守る必要のある基準

- ・ 外国投資家の密接関係者が役員に就任しない
- ・ 指定業種の事業譲渡等の提案をしない
- ・ 非公開技術関連情報にアクセスしない
- ※ 上場企業コア業種については、コア業種の事業に関して、取締役会等に期限を付して回答・行動を求めて書面で提案等をしない、との基準あり。

事後報告

基準遵守状況の確認等

基準遵守の勧告・命令

(付録8)

# 中小企業のカーボンニュートラル支援策

令和4年10月 - 11月

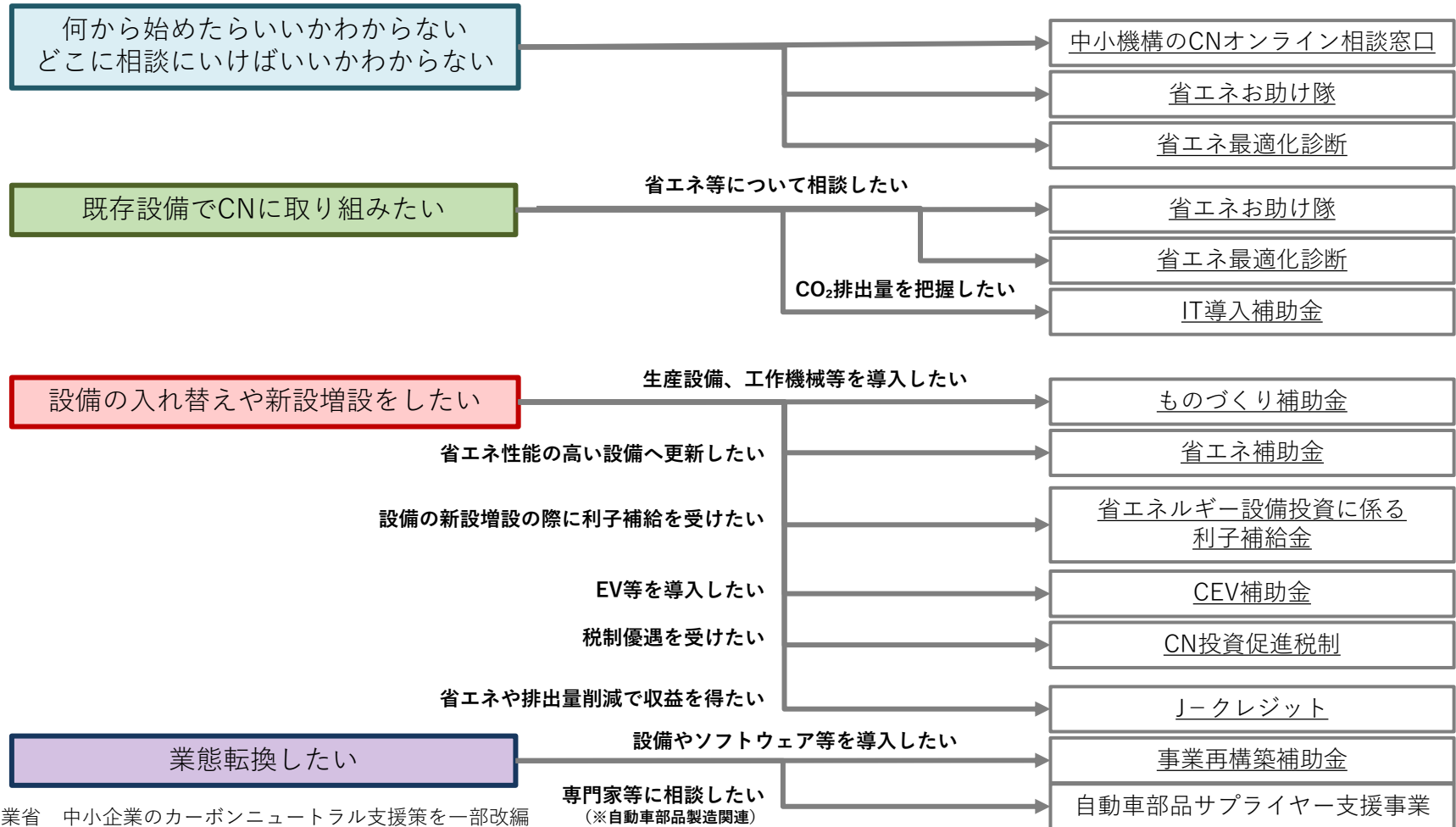
近畿経済産業局 資源エネルギー環境課



# 中小企業のカーボンニュートラル支援策

## 中小企業がカーボンニュートラルに向けて取り組むメリット

- ✓ 省エネによるコスト削減、資金調達手段の獲得、製品や企業の競争力向上の点において経営力強化にもつながります。
- ✓ 設備投資に伴う排出削減量をクレジット化して売却すれば、投資コストを低減できます。
- ✓ サプライチェーン上や金融機関から排出量の削減を対応を迫られる動きが加速しており、中小企業における排出削減の取組にも注目が集まっています。



※ P D F 上で各施策をクリックすると

# 近畿経済産業局ではカーボンニュートラルに向けた取組を支援しています

## カーボンニュートラル関連・施策マップ

<https://www.kansai.meti.go.jp/5-1shiene/guide/guide.html>

経済産業省のカーボンニュートラル関連施策について、「取組内容（省エネ診断や設備導入）」、「支援対象者」、「公募時期」などの情報をわかりやすく掲載しています。

- ◆ お問合せ先  
近畿経済産業局 資源エネルギー環境課  
TEL：06-6966-6041



## 省エネ相談窓口

[https://www.kansai.meti.go.jp/3-9enetai/energypolicy/details/save\\_ene/syouene.html#10](https://www.kansai.meti.go.jp/3-9enetai/energypolicy/details/save_ene/syouene.html#10)

省エネルギーの取組は、企業の経営コストの削減にもつながります。ぜひ、お気軽にご相談ください！

ご相談は、原則、**窓口面談（リアル）**、**事前予約制**です。

- ◆ 予約電話番号：06-6966-6051  
（平日9:00～17:00（12:00-13:00除く））  
担当：近畿経済産業局 エネルギー対策課



## 関西企業等の取組事例



[https://www.kansai.meti.go.jp/5-1shiene/cn\\_jirei/index.html](https://www.kansai.meti.go.jp/5-1shiene/cn_jirei/index.html)

カーボンニュートラル（省エネ、再エネ導入等）に取り組む際のヒントを、中小企業等の方々に広く知っていただくことを目的に、企業・団体の取組事例を作成しました。様々な業種において、「取組に至った背景」「実施内容」「取組の結果」等を紹介しています。

- ◆ お問合せ先  
近畿経済産業局 資源エネルギー環境課  
TEL：06-6966-6041



## カーボンニュートラル入門リーフレット



<https://www.kansai.meti.go.jp/5-1shiene/cn/pr.html>

カーボンニュートラルに資する取組イメージを分かりやすく伝える広報ツールとしてリーフレットを作成しました。事業者の方向けに、カーボンニュートラル達成に向けた取組をステップに分けてご紹介しています。自社でカーボンニュートラルに向けた取組を進める一歩となれば幸いです。

- ◆ お問合せ先  
近畿経済産業局 新エネルギー推進室  
TEL：06-6966-6055



(付録 9)

# 令和 5 年度 中小企業・小規模事業者関係 概算要求等のポイント（経済産業省）

基本的な課題認識と対応の方向性

- 新型コロナの長期化、急速な円安の進行、原材料・エネルギー価格等の高騰により厳しい経営環境に置かれている中小企業・小規模事業者等に対する資金繰り支援や価格転嫁対策等に万全を期す。
- その上で、激変する産業構造の中で「成長と分配の好循環」を実現するために必要不可欠な「成長志向の中小企業・小規模事業者」の創出に向け、挑戦・自己変革を後押しするための予算・税等の政策措置を総動員する。また、自治体と連携した、地域経済を牽引し、地域課題を解決する企業の取組を加速化する。

※また、長期化するコロナ禍・物価高騰等の環境下にある中小企業等に必要な支援について事項要求。

中小企業対策費	令和4年度	令和5年度（要求）
	1,095億円*	1,343億円*

\*デジタル庁に一括計上することとなった情報システム予算のうち中小企業政策に関連するものを含めると、令和4年度は約1,118億円、令和5年度概算要求額は約1,364億円となる。

【1】コロナ長期化・原材料価格高騰等の危機への対応

- 資金繰り支援等を通じて、足元の業況が厳しい中小企業・小規模事業者等の事業継続を強力に支援する。また、「転嫁円滑化施策パッケージ」の着実な実施により価格転嫁・取引適正化を実現し、持続的な賃上げの原資となる収益を確保する。

＜資金繰り支援＞

● 日本政策金融公庫補給金【151.1億円（145.5億円）】

● 日本政策金融公庫からの融資における金利を引下げるため、利子補給を実施。

● 中小企業信用補完制度関連補助・出資事業【67.7億円（49.8億円）】

信用保証制度等を通じた資金繰り支援を実施。スタートアップ創出のため経営者保証なしのメニューを新設。

＜価格転嫁対策＞

● 「価格交渉促進月間」（9月・3月）の実施や、下請振興法に基づく「指導・助言」、下請GMンによるヒアリング、「パートナーシップ構築宣言」の参加企業数の増加・実効性の向上

● 中小企業取引対策事業【27.9億円（21.3億円）】

価格交渉促進月間や、下請GMン等による取引実態の把握、下請法の厳正な執行、下請かけこみでの相談対応等を実施。

【2】創業・事業承継を通じた挑戦・自己変革の推進

- 創業・事業承継・引継ぎ（M&A）という転換点を契機に新たな取組に挑戦する自己変革への意欲が高い企業への支援を強化する。
- このため、①創業時の借入時における経営者保証を不要とする保証制度創設、②中小企業・小規模事業者の後継者同士のネットワークの創出、③事業承継に係る手厚いサポート体制の構築等を行うことにより、創業・事業承継を円滑に実施するための環境を整備する。

● 後継者支援ネットワーク事業【4.0億円（新規）】

後継者同士の切磋琢磨できる場を創出し、家業を活かした新規事業アイデアを競うイベントを開催。

● 中小企業活性化・事業承継総合支援事業【225.0億円（157.7億円）】

中小企業活性化協議会による事業再生支援、事業承継・引継ぎ支援センターによる円滑な事業承継・引継ぎ支援等を実施。

● 事業承継・引継ぎ支援事業【20.0億円（16.3億円）】

事業承継・引継ぎ（M&A）後の経営革新やM&A時の専門家活用、事業承継・M&Aに伴う廃業に係る費用等を支援。

● 中小企業信用補完制度関連補助・出資事業（再掲）

【3】成長分野等への挑戦に向けた投資の促進

- 内外の環境激変によって既存のサプライチェーンが流動化する中、生産性向上・再構築等に向けた設備投資を積極的に行う中小企業・小規模事業者等を後押しするとともに、海外展開等の新たな市場獲得についても支援する。

＜デジタル化・生産性向上＞

● 中小企業生産性革命推進事業【2,000.6億円（令和3年度補正）】

設備投資、IT導入、販路開拓等への補助を通じ、中小企業・小規模事業者の生産性向上等に向けた取組を支援。

● 地域未来DX投資促進事業【34.9億円（15.9億円）】

地域企業のDX実現に向け、産学官金が参画する支援コミュニティの支援活動や新事業の創出に向けた実証事業等を支援。

＜海外展開・新分野開拓・事業再構築＞

● ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業【10.6億円（10.2億円）】

複数の中小企業等が連携して行う、新たな付加価値創造を図る製品・サービス開発や事業再構築等の取組を支援。

● 事業再構築補助金【7,123.0億円（令和3年度補正＋令和4年度予備費）】

新型コロナウイルスの影響を大きく受けながらも新分野展開、業態転換等の事業再構築に挑戦する中小企業等を支援。

● グリーン転換・グリーンイノベーション対応支援事業（中小機構交付金の内訳）

中小機構への相談窓口の設置や支援機関の人材育成等によりカーボニュートラルに向けた取組を支援。

● JAPANブランド育成支援等事業【8.6億円（5.5億円）】

海外市場の獲得を目指す中小企業・小規模事業者等による新商品・サービス開発やブランディング、展示会出展等を支援。

＜設備投資＞

● 中小企業経営強化税制の見直し・延長

経営力向上計画に基づく設備投資に対する即時償却又は税額控除措置の見直し・延長。

● 中小企業投資促進税制の延長

生産性向上に向けた一定の機械装置等の取得等に対する特別償却又は税額控除措置の延長。

● 地域未来投資促進税制の延長・拡充

地域経済を牽引する企業の設備投資に対する税制措置（特別償却20～50％又は税額控除2～5％）を延長・拡充。

＜研究開発＞

● 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）【132.9億円（104.9億円）】

大学等と連携して行う研究開発やAI/IoT等の先端技術を用いた革新的なサービスモデル開発等を支援。

● 中小企業技術基盤強化税制の見直し

中小企業が実施する研究開発に要する費用に対する税額控除制度の見直し。

【4】地域課題解決に向けた取組への支援の拡充等

- 地域活性化に向けて、地方自治体等と連携し、地域課題の解決に取り組む中小企業・小規模事業者等を支援する。

● 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【12.9億円（10.9億円）】

地方公共団体と連携し、地域の実情を踏まえた小規模事業者による販路開拓・生産性向上に向けた取組を支援。

● 地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業【8.8億円（4.6億円）】

地方公共団体と連携し、中小事業者等によるテナントミックスの実現に向けた施設設備やまちづくり人材育成等を支援。

● 地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業【8.4億円（6.5億円）】

地域内外の関係主体と連携し、地域課題解決と収益性との両立を目指す取組や、地域一体で人材育成を行う取組等を支援。

● 工業用水道事業費補助金【34.8億円（20.3億円）】

地域の産業インフラとして重要な工業用水について、事業者が実施する工業用水施設の強靭化を支援

【5】伴走支援・人材確保支援等

- 経営力再構築伴走型支援モデル等を活用し、中小企業・小規模事業者に対する強力な経営支援を行うとともに、企業における人材育成やマッチングをサポートする。

＜人材育成・マッチング＞

● 中小企業・小規模事業者人材対策事業【8.9億円（8.4億円）】

経営課題解決に資する人材確保のため、企業の戦略策定やコンソーシアムによる人材確保支援体制の整備を支援。

＜伴走支援等＞

● 中小企業・小規模事業者フットストップ総合支援事業【54.0億円（40.0億円）】

各都道府県による支援拠点を整備するなど、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備。

● 小規模事業対策推進等事業【54.8億円（53.3億円）】

中小企業支援機関等を通じて行われる小規模事業者への巡回指導・窓口相談などを支援。